

デジタル技術を活用した効率的・効果的な住民基本台帳事務等の

あり方に関するワーキンググループ 最終とりまとめ

我が国の人口は平成 20 年（2008 年）の 1 億 2,808 万人をピークに平成 23 年（2011 年）以降一貫して減少しており、令和 6 年（2024 年）には 1 億 2,378 万人となっている¹。今後も、2050 年には 1 億 468 万人、2070 年には 8,700 万人へと、長期的に大幅な人口減少が予想されている²。

これまでの人口減少・少子高齢化により、生産年齢人口は既に相当程度減少しており、今後も更なる減少が見込まれる。社会全体が人手不足に直面する中で、行政分野も例外ではなく、今後、地方公共団体においても深刻な人手不足が生じると考えられる。

このような状況で、デジタル技術の活用は、事務処理を効率化し、少ない人員でもサービスを持続的に提供可能とするための有効な方策であり、様々な行政分野で、デジタル技術の更なる活用を模索する必要がある。

行政分野の中でも、住民基本台帳制度は、近年その重要性が増大しているものの 1 つである。昭和 42 年（1967 年）の住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号。以下「住基法」という。）の制定により、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものとして住民基本台帳制度が定められ、住民の居住関係の公証のほか、選挙人名簿の登録や住民税の賦課徴収をはじめ住民に関する事務処理の基礎として用いられている。

平成 11 年（1999 年）の住基法の改正では、市町村の住民基本台帳をネットワーク化する住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）が制度化された。住基ネットは、市町村間の事務処理や行政機関への本人確認情報³の提供に利用されるとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の制定により導入されたマイナンバー制度を支える基本的な仕組みともなっている。

また、近年では、マイナンバーカードやこれに搭載される電子証明書をを用いた公的個人認証の普及が進んでいるところであり、官民を通じた、対面やオンラインでの本人確認手続で用いられ、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤として機能している。

本ワーキンググループは、重要性を増す住民基本台帳やマイナンバーカード関連事務に関し、地方公共団体の経営資源が制約される中でも持続可能となるよう、デジタル技術の更なる活用により、効率的・効果的に事務処理を実施するための方策につい

¹ 総務省統計局の人口推計による。平成 20 年（2008 年）の人口は 10 月 1 日現在、令和 6 年（2024 年）の人口は 11 月 1 日現在。

² 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和 5 年（2023 年）推計。出生中位・死亡中位）」参照。

³ 氏名・住所・生年月日・性別の 4 情報、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報をいう。

て検討を行った。検討にあたっては、構成員が所属する東京都、鳥取県、千葉市、東京都狛江市と鹿児島県瀬戸内町のほか、兵庫県西宮市からヒアリングを行い、都道府県や市町村の現場の意見を踏まえて議論を進め、令和7年6月に中間とりまとめを整理した。

その後、中間とりまとめを踏まえた対応の具体化について議論を深め、中間とりまとめにその議論を反映する形で本報告書をとりとまとめた。

令和8年3月17日

目次

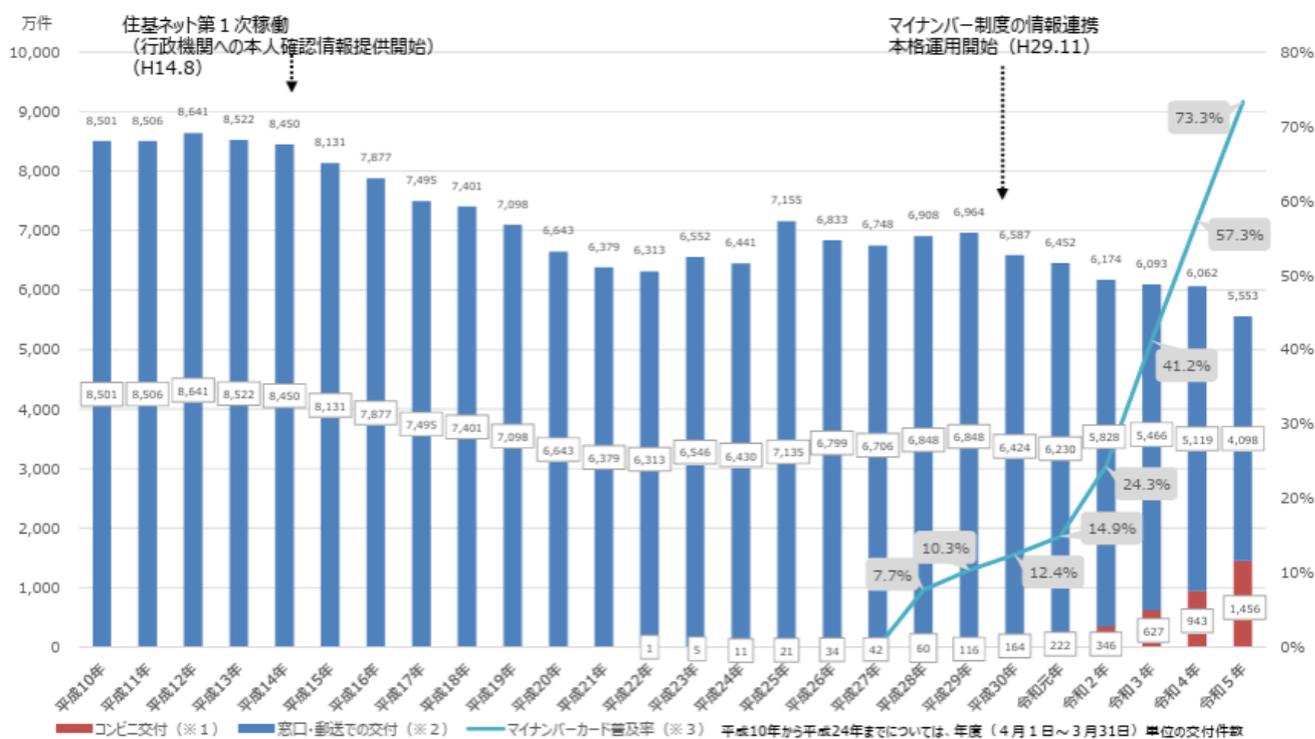
1. 住民基本台帳・マイナンバーカード関連事務に係る市町村の負担軽減方策	4
(1) 住民票の写しの交付等の住民基本台帳事務に係る負担軽減方策	4
① 住民票の写しを行政機関に提出する場合	5
② 住民票の写しを民間事業者提出する場合	7
(2) マイナンバーカード関連事務に係る負担軽減方策	15
① マイナンバーカードの交付・電子証明書の記録に係る負担軽減方策	15
② 転入・転居手続のオンライン化	17
(3) 住基ネット関連システムの管理運用に係る負担軽減方策	23
2. 住民基本台帳関連事務に係る都道府県の負担軽減方策	25
(1) 都道府県による住民サービスの提供に必要な住民情報の取得・活用方策	25
(2) 住基ネット関連システムの管理運用に係る負担軽減方策	26

1. 住民基本台帳・マイナンバーカード関連事務に係る市町村の負担軽減方策

(1) 住民票の写しの交付等の住民基本台帳事務に係る負担軽減方策

- 住民基本台帳は、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、住民票の原本の内容を写した「住民票の写し」は、本人確認書類として、或いは居住関係を公証するものとして広く用いられている。行政機関への各種届出や民間事業者との契約事務等、官民の様々な手続で住民票の写しの提出が求められるが、交付事務を担う市町村職員には一定の事務負担が生じている。
- 住民票の写しの年間交付件数は、平成12年（2000年）に約8,641万件であったが、令和5年（2023年）には約5,553万件と大きく減少している（図1）。これは、住基ネットによる本人確認情報提供により、年金関係事務をはじめとする行政機関の事務処理において、従来本人から求めていた住民票の写しの提出や公用請求が省略された効果が大きいと考えられる。また、近年ではマイナンバーカードの普及に伴い、市町村職員の手を介さないコンビニ交付⁴の件数も増加している。しかしながら、令和5年時点でも依然として約4,098万件が窓口又は郵送で交付されており、交付事務に係る更なる負担軽減が求められている。

（図1）住民票の写しの年間交付件数の推移

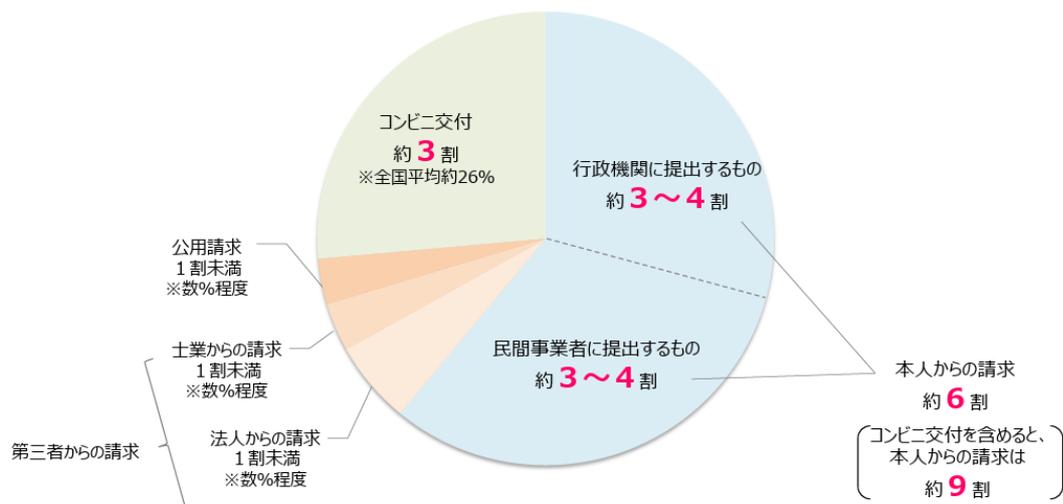


※1 住民票記載事項証明書の交付を含む。
 ※2 除票の写し、住民票記載事項証明書及び除票記載事項証明書の交付を含み、広域交付住民票の写しの交付は含まない。
 ※3 平成28年～令和4年については、各年末時点における累計交付枚数の翌年1月1日の人口に対する割合。令和5年については、年末時点における保有枚数の翌年1月1日の人口に対する割合。

⁴ マイナンバーカード又はスマホ用電子証明書を搭載済みのスマートフォンを利用して市町村が発行する証明書（住民票の写し、印鑑登録証明書等）が全国のコンビニエンスストア等のキオスク端末（マルチコピー機）から取得できるサービス。

- 今般、5市町の協力を得て、住民票の写しの交付件数や利用目的に関するサンプル調査を行った。その結果を踏まえると、団体毎に状況は異なるものの、住民票の写しの請求主体や提出先は概ね以下のような状況と考えられ、本人からの請求に基づき交付されるものが太宗を占める（図2）。これを踏まえ、本人が、住民票の写しを行政機関に提出する場合と、民間事業者提出する場合に分けて負担軽減方を検討することとする。

（図2）住民票の写しの請求主体/本人請求の場合の提出先（イメージ）⁵



① 住民票の写しを行政機関に提出する場合

- 住民票の写しを行政機関に提出する場合について、主な提出先は以下のとおりであり、提出先では本人の氏名・住所・生年月日・性別（以下「4情報」という。）を確認している場合が多いと考えられる（表1）。

（表1）住民票の写しの主な提出先（行政機関）と提出先において確認している情報

提出先	手続	提出先において確認している情報							
		本人の情報			本人以外の世帯員の情報				
		4情報	個人番号	本籍	4情報	続柄	個人番号	本籍	備考
日本年金機構/各共済組合	厚生年金の請求手続等	○							通常、住基ネットで情報を取得するため住民票の写しの提出は不要 ※日本年金機構では、年金原簿に個人番号が登録されておらず、かつ年金請求時に個人番号の届出がなかった者にのみ住民票の写しの提出を求めている
法務省（法務局）	不動産登記 ※司法書士等により行われる場合がある	○							オンライン申請（マイナンバーカードの署名用電子証明書を利用すれば、住民票の写しを省略可能） ※職権による住所等変更登記（R8.4〜）でも住基ネットが活用される予定（住民票の写しを省略可能）
国土交通省	自動車の登録 ※自動車販売店経由で登録が行われる場合がある	○							既に、住基ネットやマイナンバーカード（電子証明書）の利用により、住民票の写しの省略が進んでいる手続 オンライン申請（マイナンバーカードの署名用電子証明書を利用すれば、住民票の写しを省略可能） ※氏名・住所変更の申請については、住基ネットを用いて住民票の写しの提出を省略可能
都道府県（警察）	自動車運転免許の取得手続	○		○					※マイナ免許証の本籍情報変更手続には、戸籍電子証明書を利用すれば、住民票の写しを省略可能

（国土交通省・不動産流通経営協会・全国宅地建物取引業協会連合会・全日本不動産協会へのヒアリング結果、日本年金機構・警察庁・法務省のホームページ情報を元に総務省において作成。）

⁵ コンビニ交付の割合は、令和5年（年間）の住民票の写しの交付件数に占めるコンビニ交付の割合から算出。コンビニ交付以外の「本人からの請求」「法人からの請求」「土業からの請求」「公用請求」の割合は、各団体のサンプル調査の結果を参考に算出。各団体のサンプル調査の結果は、参考資料9参照。

- 行政機関において4情報を確認する手続については、前述のとおり、既に住基ネットによる本人確認情報の提供が進んでいる。住基ネットを利用できる行政機関と事務は住基法別表に規定される必要があるが、令和7年（2025年）の住基法改正⁶により、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく地方公共団体の公金徴収に関する事務をはじめ36法律に基づく事務が住基ネット利用可能事務に追加される等、これまでも利用可能事務の拡大が順次なされているところである。今後は、制度上住基ネットを利用可能な事務について、各機関において住基ネットの利用を徹底することが求められる。
- また、マイナンバーカードの券面を提示することや、公的個人認証を活用して署名用電子証明書を送信することで、相手方は対面でもオンラインでも4情報を確認可能であり⁷、例えば、税の確定申告や不動産登記申請では、カードの電子証明書等を用いたオンライン申請により、住民票の写しの省略が可能となっている。更に、本籍情報や世帯員の情報を確認する手続については、住基ネットやカードの電子証明書ではこれらの情報を確認できないものの、例えば戸籍電子証明書（法務省）や公共サービスメッシュ（デジタル庁）等、各省庁において行政機関間のバックヤード連携の取組が進められている。今後、これらの手法を活用することで住民票の写しの省略を進めることが期待される。
- なお、制度上は住民票の写しの提出が不要となった手続についても、実際には、住民が引き続き住民票の写しを提出している可能性がある。
- これに関し都道府県に対し、住基ネットの利用状況について調査を行ったところ、住基ネットを利用することができる事務にもかかわらず、住民票の写しの提出を求めているケースがあり、その主な理由は以下のとおりであった。
 - ア 国から通知のあった要綱に、「申請者に住民票を提出させる」といった記載があることから、申請者に対し住民票の写しの提出を求めている。
 - イ 費用対効果の観点から利用件数が見込めない場合には住基ネット端末の新設は難しく、保健所等に端末を設置できていない。
 - ウ 住基ネットの利用件数が少ない部署は、住基ネットに対する経験や知見が少ないため、利用控えが起こる傾向にある。
- このうちアについては、総務省は各省庁宛に、制度上住基ネットが利用可能とされている事務について、要綱等において住民票の写しの提出を求める記載がないか

⁶ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和7年法律第35号）における住基法の改正。

⁷ マイナンバーカードの券面には、4情報や顔写真等が記載されており、カードの提示を受けることで相手方は4情報を確認できる。また、マイナンバーカードの署名用電子証明書には4情報が記録されており、公的個人認証を活用し署名用電子証明書を相手方に送信することで、オンラインで4情報を提供できる。

確認し、記載がある場合には当該要綱等の記載の見直しを検討することを依頼する通知を発出した。イウの課題についても、様々な機会を通じて地方公共団体の問題意識を把握しながら、対応を検討する必要がある。

② 住民票の写しを民間事業者に提出する場合

- 住民票の写しを民間事業者に提出する場合について、主な提出先は以下のとおりであり、提出先では本人の情報に加え、世帯員の情報を確認している場合が多いと考えられる（表2）。

（表2）住民票の写しの主な提出先（民間事業者）と提出先において確認している情報

提出先	手続	提出先において確認している情報※							
		本人の情報			本人以外の世帯員の情報				
		4情報	個人番号	本籍	4情報	続柄	個人番号	本籍	備考
勤務先	通勤手当の認定、住居手当の認定	○	○						
	扶養手当の認定、単身赴任手当の認定	○			○	○			配偶者、被扶養者の情報を確認
	社会保険（健康保険、厚生年金、雇用保険等）の資格取得／喪失、被扶養者異動、育児休業関係手続	○	○		○	○			配偶者、被扶養者の情報を確認
	所得税の特別徴収異動届、特別徴収切替申請	○	○						
銀行	住宅ローンの申し込み ※不動産会社を経由して手続が行われることがある。	○			○	○			世帯構成、在留資格の有無を確認
	銀行口座の開設	○	○						
証券会社	証券口座の開設	○	○						
保険会社	保険契約、保険金請求手続（死亡、年金支払開始等）	○	○						
家主	不動産の賃貸借契約 ※不動産会社を経由して手続が行われることがある	○			○	○			居住者本人・世帯員（家族で入居する場合）の情報を確認

※一般的な例であり、事業者により取扱いが異なることがあり得る。
（地方公共団体情報システム機構人事担当部局・総務省人事担当部局・全国銀行協会・不動産流通経営協会・全国宅地建物取引業協会連合会・全日本不動産協会へのヒアリング結果、銀行・証券会社のホームページ情報を元に総務省において作成。）

口座開設時にマイナンバーカード（電子証明書）を利用してオンライン手続を行えば、公的個人認証を活用した最新4情報提供により、最新の住所等を確認可能
マイナンバーカード・電子証明書（スマホ搭載含む）で確認可能な手続

- 本人の4情報や個人番号を確認する手続については、民間事業者は住基ネットを利用できないものの、住民票の写しによらずとも、マイナンバーカードの券面や電子証明書で情報を確認可能である。一方で、社会保険関係の各種手続や住宅ローンの申し込み等、民間事業者側で世帯員の情報を確認している手続も一定程度存在するところである。また、住民票の写しを行政機関に提出する場合であっても、例えば不動産登記申請を司法書士に委託する場合等、本人が第三者を通じて行政手続を行う場合には、オンライン申請が利用できず、引き続き住民票の写しが必要とされる場合がある。
- 以上を踏まえ、本人の4情報や個人番号を確認する手続については、マイナンバーカードや公的個人認証の利用促進により住民票の写しの交付件数を削減する方策を検討することとする。他方、世帯員の情報を確認する手続については、住民票の写しの取得に係る利便性向上方策を検討する必要がある。

(i) 住民票の写しの交付件数を削減する方策

(a) マイナンバーカードの券面・電子証明書による4情報確認の促進

- 前述のとおり、マイナンバーカードの券面や署名用電子証明書を利用することで、相手方は対面でもオンラインでも4情報を確認可能であり、これらの機能を、スマートフォンに搭載する取組が進められている。電子証明書機能については、令和5年(2023年)5月からAndroid端末への搭載が開始された。また、令和7年(2025年)6月からは、カードの券面に表示されている情報を証明する属性証明機能(以下「カード代替電磁的記録」という。)について、電子証明書機能と併せて、iOS端末への搭載が開始された。これにより、カードを持ち歩くことなく、スマートフォンのみで、対面でもオンラインでも4情報を相手方に提供することが可能となった。
- このように、マイナンバーカードの普及⁸や利便性の向上が進んでいることを踏まえ、民間事業者が本人から4情報の提供を求める場合については、住民票の写しによることなく、カードの券面の提示のほか、カード代替電磁的記録⁹や公的個人認証の活用を促進していくことが求められる。

(b) 公的個人認証を活用した最新4情報提供の利用促進

- 公的個人認証を活用できる民間事業者は、使用するシステムや実施体制について一定の基準を満たして認定を受けたプラットフォーム事業者(PF事業者)とPF事業者に電子証明書の有効性確認等を委託するサービスプロバイダー事業者(SP事業者)である。SP事業者はシステム等に対する初期投資を抑えつつ、公的個人認証を活用することが可能である。マイナンバーカードの普及に伴って、PF事業者は22社、SP事業者は713社となり(令和7年(2025年)6月1日現在)、電子証明書の利用件数も大幅に増加傾向にある¹⁰。SP事業者の7割以上が金融機関であり、従前住民票の写しの提出が求められていた口座開設や保険契約等の手続への活用が広がっているが、住民票の写しの交付件数を削減する観点からも、引き続き、公的個人認証の普及促進に取り組むことが必要である。
- 公的個人認証については、令和5年(2023年)から住所等の変更により署名用電子証明書の再発行を受けた者について、あらかじめ本人が同意していることを前提

⁸ マイナンバーカードの保有枚数は約9,817万枚、人口に対する保有割合は約78.6%となっている(令和7年(2025年)5月末時点)。

⁹ マイナンバーカード機能のスマートフォン搭載については、デジタル庁から市町村に対して情報提供がなされている(「iPhoneのマイナンバーカード」に係る情報提供について(令和7年6月20日デジタル庁国民向けサービスグループ事務連絡)参照)。同事務連絡では、マイナンバーカード対面確認アプリのカード代替電磁的記録への対応が進められている旨の周知や、市町村において、同アプリを活用した本人確認等を行うことを検討することについて依頼がなされている。

¹⁰ 署名用電子証明書の利用件数について、PF事業者がJ-LISに対して行う有効性照会のうち、OCSP方式による件数は、令和5年度(2023年度)に約1,323万件となっている。

に地方公共団体情報システム機構（J-LIS）¹¹から変更後の4情報がPF事業者やSP事業者に提供される仕組み（以下「最新4情報提供」という。）が開始されている。最新4情報提供は、民間事業者が最新の4情報を把握するコストの低減に資するとともに、住所等の変更があった場合であっても、本人が改めて住民票の写しにより4情報を提供することが不要となることから、住民票の写しの交付件数の削減に資するものである。

- しかしながら、公的個人認証を活用できる民間事業者が増加する一方、このうち最新4情報提供を導入する民間事業者は、保険会社等の30社（PF事業者15社、SP事業者15社）に留まっており（令和8年（2026年）1月16日現在）、今後利用拡大を図る余地が大きいと考えられる。
- 最新4情報提供を導入していない事業者へのヒアリングでは、導入に向けた課題に関し以下のような意見が挙げられた。
 - ・ 本人から同意を取得する手続・手法等について、簡素化・柔軟化できる範囲をガイドライン¹²等においてより明確に示してほしい
 - ・ 最新4情報提供を活用することにより得られる具体的なメリットについてわかりやすく示してほしい
- こうした意見を受け、既に最新4情報提供を活用している事業者に対して、導入により得られた効果等についてヒアリングを行い、導入前後の手続フローの変化、導入のメリット等に関する効果的な活用事例や、事業者の導入検討に資するQ&A等が公的個人認証サービスガイドラインに追加された。
- このことについて、PF事業者や金融関係の業界団体等に対して周知を行い、公的個人認証を活用した本人確認及び最新4情報提供の積極的な活用の依頼がなされているところであるが、今後も、わかりやすい周知に努めるとともに、適切な本人同意を前提としつつ、事業者へのインセンティブや負担軽減を通じて、最新4情報提供の更なる活用を促していく必要がある。

（ii）住民票の写しの取得に係る利便性向上策

（a）コンビニ交付の利用促進

- 前述のとおり、世帯員の情報を確認する手続については、住民票の写しの取得に係る利便性向上策を検討する必要がある。この点、窓口での市町村職員の事務負

¹¹ 地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号）に基づき、平成26年（2014年）に地方共同法人として設立された。同法の改正により、令和3年（2021年）からは、国及び地方公共団体が共同して運営する法人となった。

¹² デジタル庁・総務省「公的個人認証サービス利用のための民間事業者向けガイドライン第1.5版（令和6年12月改正）」。

担を軽減する観点からは、職員の手を介さないコンビニ交付の更なる利用促進が有効である。

- 現在、コンビニ交付を導入している市町村¹³は1,378団体（令和7年（2025年）4月15日現在）、対象人口¹⁴は約1億2,210万人となっている。コンビニ交付による住民票の写しの交付件数も年々増加し、令和6年（2024年）度には1,713万件となるなど、住民の利便性向上と窓口負担の軽減に繋がっている。また、市町村のニーズに応じ、郵便局に自動交付機を設置してコンビニ交付のように利用される場合もある。
- 利用状況については、人口規模の大きい団体ほど交付件数の伸びは顕著であり、窓口事務の軽減効果やそれに伴う財政負担の軽減効果も大きいと考えられるが、住民票の写しの交付件数に占めるコンビニ交付の割合¹⁵（令和5年度（2023年度）：27.6%）は、マイナンバーカード保有率（同年度末：73.8%）と比較して小さく、向上の余地が大きいことから、様々な媒体等を活用して、コンビニ交付の認知度を向上させることが重要である。
- 人口1人当たりのコンビニ交付件数が多い市町村にその要因等を調査したところ、通常の窓口交付に比べてコンビニ交付手数料を安価（期間限定で1通「10円」等）に設定する取組や、市町村のSNS・広報誌・広報動画等を通じてコンビニ交付のメリットや使用方法をわかりやすくPRする取組等が見られたところであり、その詳細について各団体へのヒアリングを実施し、先進的な取組の事例集がとりまとめられた。今後、更なる住民の利便の向上や窓口負担を軽減する観点から、これらの先進的な取組の周知・全国的な横展開により、コンビニ交付の利用を更に促進することが求められる。
- また、令和7年（2025年）4月時点で、コンビニ交付の参加団体の全人口に対するカバー率¹⁶は97.8%に達する一方、人口規模の小さい市町村を中心に363団体が未参加¹⁷であり、未参加の主な理由として、近隣に店舗がない等の理由のほか、費用対効果が見込めないことや運用コストの負担が大きいことといった財政的な理由が多く挙げられている。
- 市町村がコンビニ交付を実施する際には、初期経費として市町村側のシステム改修費等が必要となるほか¹⁸、運用経費として、市町村側のシステムの保守費用に

¹³ 令和7年（2025年）4月時点で参加予定の団体も含む。

¹⁴ 令和6年（2024年）1月1日時点の住民基本台帳に基づく人口。

¹⁵ 令和5年度（2023年度）の住民票の写し全体の交付件数5,553万件に対し、コンビニ交付は1,530万件。

¹⁶ 令和6年（2024年）1月1日時点の住民基本台帳に基づく人口（1億2,490万人）に占める参加団体（令和7年4月時点で参加予定の団体も含む）の人口（1億2,210万人）の割合。

¹⁷ 特に人口5千人未満の町村では、全299団体のうち203団体が未参加となっている。

¹⁸ 初期経費として必要となる市町村側のシステム改修費については、特別交付税措置が講じられている。

加え、J-LIS への運営負担金やコンビニ事業者への委託手数料が必要となる。

- 小規模団体の運営上の課題となっている運用経費のうち、コンビニ事業者への委託手数料は交付件数に応じた従量制方式となっている一方、J-LIS への運営負担金は、人口規模別の固定費として設定されている。現在も小規模団体の負担軽減が図られてはいるものの、全国的に交付件数が増加する中、1件当たりの負担金という観点で見ると、小規模団体ほど負担が相対的に重くなる傾向にある。
- 交付件数の増加が顕著な大規模団体を中心に交付1件当たりの経費が減少し、事務負担の軽減効果も増大していると推察される一方、小規模団体の負担が依然として大きい現状に鑑みると、コンビニ交付の運営の持続可能性を確保するため、今後、費用負担構造をより適切な形に見直すことが求められる。その際、例えば J-LIS への運営負担金等については、より受益に応じた適正な負担形式とする観点から、現在の固定費方式だけでなく、交付件数に応じて負担する方式（従量制方式）の導入も検討し、市町村の理解を得ながら、適切かつ持続可能な費用負担構造となるよう、制度設計を見直す必要があると考えられる。
- また、コンビニ交付では、住民票の写しのみならず、印鑑登録証明書や戸籍証明書、課税証明書等も取得することができる。このうち、住民票の写しや印鑑登録証明書については、全ての導入団体が対応している一方、戸籍証明書や課税証明書については、全国的に交付件数の伸びは大きいものの、小規模団体を中心に未対応団体も多く見られる。
- 住民の利便性向上やコンビニ交付の更なる利用率向上の観点からは、戸籍証明書等の発行可能な証明書種類の拡大を検討する必要があると考えられる。なお、戸籍証明書未対応の小規模団体（町村）の約5割がBCL参加団体であるため、BCLでも戸籍証明書の発行が可能となるよう、今後、その実現に向け費用負担のあり方も含めた検討を進めることが必要ではないか¹⁹。
- 更に、一部の市町村からは、コンビニでの課税証明書の広域交付について提案がなされているところ²⁰、そのニーズについて全市町村を対象に調査を行った結果、

¹⁹ 自治体情報システム標準化の取組が進めば、市町村はコンビニ交付関連システムをより利用しやすくなると考えられる。戸籍情報システム標準仕様書【第4.0版】では、「コンビニ交付システムからデータを受信し、申請された証明書を作成して送信できること」が、戸籍附票システム標準仕様書【第3.1版】では、「証明発行サーバ、自治体基盤クラウドシステム等を通じて、コンビニ交付システムインタフェース仕様書等に基づきコンビニ等の端末における証明書交付に対応していること」が実装必須機能とされている。また、税務システム標準仕様書【第3.0版】では、「連携先システムとの連携に対応できること」が標準オプション機能とされており、連携先システムの一つに「コンビニ交付システム」が挙げられている。

²⁰ 内閣府が実施した「令和6年地方分権改革に関する提案募集」において、八王子市、花巻市、秋田市、ひたちなか市、高崎市、川崎市、相模原市、豊橋市、半田市、西宮市、斑鳩町、広島市、福山市、長崎市及び熊本市から、「賦課期日以降に転出した者に係る当該年の個人住民税の課税証明書等をコンビニ交付に対応させること（コンビニでの課税証明書の広域交付）」について提案がなされている。

回答のあった団体のうち、約7割の団体から必要性が示された（表3）。

- これを踏まえ、住民の利便性向上や窓口における事務負担等の軽減の観点から、課税証明書の広域交付の実装及びその実現に向けた国の支援も求められる中、新たな国費支援のもと、令和8年度に J-LIS コンビニ交付センターシステムが改修され、早ければ令和9年度から課税証明書の広域交付が可能となる予定。
- 一方、運用開始にあたっては、市町村の証明発行サーバ等も改修が必要であるため、必要なシステム改修費用については、国において今年度創設されたデジタル活用推進事業債の対象であることも含めて周知し、市町村において積極的な導入が図られるよう取り組む必要があると考えられる。

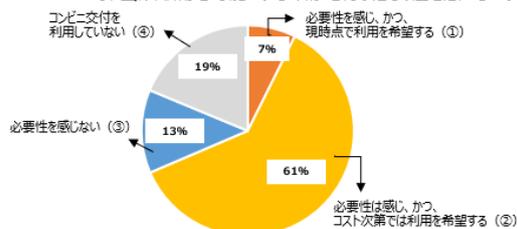
（表3）コンビニでの課税証明書の広域交付のニーズに関する調査

<調査概要>

○調査期間：令和7年3月19日～令和7年3月26日 ○調査対象：全1,741市区町村 ○有効回答数：1,449市区町村

<調査結果>

Q：賦課期日（1月1日）以降に他の市区町村に転出した者に係る当該年の個人住民税の課税（非課税）証明書をコンビニ交付で取得可能することについて、当該取得を可能とする改修を行う必要性を感じるか。また、必要性を感じる場合、貴団体は当該サービスの利用を希望するか。



	①	②	③	④
回答数	106	887	185	271
割合	7%	61%	13%	19%

約7割の団体が必要性を感じ利用を希望

(b) 住民票の写しの電子交付

- 住民票の写しの取得に係る利便性向上策として、一部の地方公共団体からは、住民票の写しを紙媒体ではなく電子データで本人のスマートフォン等に交付する、いわゆる電子交付を可能とすることについて提案がなされている²¹。これについては、住民票の写しの特性を踏まえた上で、個人情報保護評価（PIA）の考え方を参考としつつ、個人情報の収集、保管・利用・提供、廃棄のフローに従い、各段階における具体的なリスクや個人情報保護法等の規制を踏まえて検討を行うことが重要である。
- まず、住民票の写しは、それ自体が本人確認書類として官民の様々な手続で利用されるものである。実際に、運転免許証の取得や金融機関における口座開設やローンの申し込み等、官民の様々な手続において、住民票の写しを用いて本人確認を行った上で、行政実務や当事者間の契約が行われている。すなわち、住民票の写しは、

²¹ 内閣府が実施した「令和6年地方分権改革に関する提案募集」において、中核市市長会から提案がなされている。

単に住所等の記載事項を確認する目的で利用されるのみならず、手続を行っている者が本人であることを証明するために利用され、これが確実に行われない場合は、なりすましにより本人が不利益を被る等の可能性がある。この点において、単に記載事項を確認する目的で用いられる他の公的証明書とは、その性質が異なっている。

- 次に、紙と比較した電子データの一般的特性として、複写した場合に原本との区別が困難であることや、編集や検索、受渡し等が容易であること等があり、電子交付により個人情報保護に関するリスクが高まる部分があると考えられる²²²³。住民票の写しの電子交付に伴う具体的なリスクとしては、例えば、本人が住民票の写しをPDF形式で相手方に提出したところ、本人の知らないところで当該PDFデータが複写されて本人確認書類として使われ、なりすまし契約が行われるといった懸念がある。
- この点、PDFに電子署名やQRコードを付すこと等によりデータの改ざんの有無を検知することは可能であるが、上記のようななりすましへの対策としては、真正なPDFデータが複写されることを防ぐ必要があるところ、PDFデータを安価な手法で複写不可とすることは、現時点では困難と考えられる。
- また、個人情報保護に関するデータ最小化の原則²⁴に照らせば、そもそも住民票の写しの提出を求めている場合に、相手方において、住民票の写しに記載されている情報を全て必要としているのかも重要な観点である。前述のとおり、住民票の写しにより本人の4情報のみを確認している場合もあるところ、この場合には、住民票の写しに記載された世帯員の情報等は本来不要な情報と考えられる。加えて、PDFデータ等の形式で電子交付を行うことで住民票の写しの受け渡しが容易になると、相手方に渡った後に、個人情報の不適正な紐づけや転送等、利用目的外の活動に用

²² 個人情報保護委員会が民間事業者向けに公表している「PIAの取組の促進について—PIAの意義と実施手順に沿った留意点—」では、例えば、「個人情報等の紛失、盗難又は不正に持ち出される可能性がないか」「不適正な個人情報等の編集、紐づけ、分析等の利用が行われる可能性がないか」といった点が、民間事業者における個人情報の取扱いにおけるリスク要因として挙げられている。

²³ コンビニ交付で取得できる住民票の写し（紙媒体）には、けん制文字（複写すると「複写」という文字が現れる）や、スクランブル画像（画像をスキャナーで読み込むと、J-LISのホームページで画像に搭載された情報を確認でき、これと住民票の写しに記載された情報が一致することで、改ざんがなされていないことを確認できる）が実装されており、複写や改ざんを検知できる仕組みとなっている。

²⁴ EU（欧州連合）がEU域内の個人データ保護を規定する法として定めるGDPR（一般データ保護規則）では、第5条1項(c)において、「その個人データが取扱われる目的との関係において、十分であり、関連性があり、かつ、必要のあるものに限定されなければならない。」として、個人情報保護に関するデータ最小化の原則を規定している。また、GDPRを含め世界各国の個人情報やプライバシー保護に関する法規制の基本原則として取り入れられている、OECD（経済協力開発機構）が1980年9月に採択した「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告（OECDプライバシーガイドライン）」は8つの原則から成っており（以下「OECD8原則」という。）、このうち「データ内容の原則」では、「個人データは、その利用目的に沿ったものでなければ（中略）ならない。」とされている。この「データ内容の原則」に対応するものとして、日本の個人情報保護法第18条第1項では、「個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、（中略）利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。」とされているほか、第22条では、「個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。」とされている。

いられる可能性が高まることとなる。

- なお、国税の納税証明書については、既に e-Tax を利用して PDF データ等の形式で電子交付が可能となっている²⁵²⁶。しかしながら、前述のとおり、住民票の写しは、納税証明書と異なり、官民の様々な手続で本人確認書類として用いられるという違いがある。加えて、交付件数、記載される情報、提出先・用途に関しても、以下のような違いがある。

- ・ 交付件数：住民票の写しの交付件数は年間約 5,553 万件（令和 5 年（2023 年））であり、納税証明書と比較しても極めて多い。
- ・ 記載される情報：住民票の写しは、納税証明書と異なり、本人に加えて世帯員の情報（4 情報、個人番号、本籍情報）が記載される。
- ・ 提出先・用途：納税証明書は、金融機関に対し住宅ローンの申し込み等で提出される場合が多く、提出先の範囲は比較的限定的であるが、住民票の写しは、官民を通じた様々な手続で、幅広く行政機関や民間事業者に対して提出される。

このため、納税証明書の電子交付で行われているセキュリティ対策をそのまま住民票の写しに当てはめるだけでは、住民票の写し特有のリスクへの対処としては不十分である。

- 以上を踏まえると、紙媒体で交付されている住民票の写しを、そのまま PDF 化して電子交付することは、個人情報保護に関するリスクが大きいと考えられる。一方で、今後、マイナンバーカードのスマートフォン搭載で利用される「mdoc」やワクチン接種証明書で使われた VC (Verifiable Credential)²⁷等の技術やその利用が進展することが見込まれる。このような状況を踏まえ、本人の情報を相手方に電子的に送信する最新技術に関して、住民票の写しの情報についても活用可能か、デジタル庁における議論も踏まえ²⁸、引き続き検討を行うことが必要である。その際には、前述した、なりすましや不要な情報が相手方に渡るリスクを最小化できるかといった観点のほか、費用対効果や官民におけるユースケースに合致するかという点を踏まえて、現場の実態に即した検討を行うべきである。

²⁵ 電子交付される納税証明書には QR コードが記載されており、国税庁のホームページ（QR コード付納税証明書確認コーナー）に QR コードを含む電子納税証明書（PDF）ファイルをアップロードすることで証明内容を確認できる。この証明内容と、納税証明書に記載された情報が一致することで、改ざんがなされていないことを確認できる。

²⁶ 戸籍証明書については、本人の申請に基づき、戸籍情報を法務省から他の行政機関に連携する仕組み（戸籍電子証明書）が開始されているが、本人に証明書を電子的に交付する仕組みではない。

²⁷ デジタル署名による真正性・改ざん防止等の機能を持つ汎用的で機械可読なデータ形式であり、発行者から電子的に発行された証明書情報を本人の端末で管理し、本人が必要に応じて、証明書情報のうち必要なものを、機械可読形式で相手方に提供するもの。

²⁸ デジタル庁「令和 7 年度 属性証明の課題整理に関する有識者会議」において、行政における Verifiable Credential (VC) 及び Digital Identity Wallet (DIW) 利活用の実現に向けて、なりすまし等のリスク対策に関する基礎的な整理をし、またその実現に向けた条件について議論をしたところ。

(2) マイナンバーカード関連事務に係る負担軽減方策

- マイナンバーカードの普及は年々進んでおり、カードやこれに搭載される電子証明書は、官民を通じた、対面やオンラインでの本人確認手続で用いられ、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤として機能している。
- 一方で、普及が進んだことに伴い、新規のマイナンバーカードの交付や電子証明書の記録、転入転居時のカードの券面・ICチップの書換えや電子証明書の更新を行う市町村窓口の事務は増大している。また、カードの有効期限は発行の日から10回目の誕生日（18歳未満は5回目の誕生日）、電子証明書の有効期限は発行の日から5回目の誕生日となっている。したがって、平成27年（2015年）に開始されたカードの交付から10年となる令和7年（2025年）以降、当初カードを取得した者の更新対応が順次始まるほか、電子証明書の更新対応も増加することとなる²⁹³⁰。
- このような状況に鑑み、窓口における実情を踏まえた上で、マイナンバーカード関連事務に係る市町村の負担軽減方策を検討する必要がある。

① マイナンバーカードの交付・電子証明書の記録に係る負担軽減方策

- マイナンバーカードについては、通常、住民からの申請がなされた後、J-LISからカードを受領した市町村における「交付前設定」や「住民への交付案内」「交付時の窓口での対面での本人確認」「電子証明書の暗証番号の設定」等の多岐にわたる事務処理を経て交付がなされている。
- このうち、特に市町村職員による対面での本人確認は、マイナンバーカードや電子証明書に記載・記録された情報が、その公証基盤である住民基本台帳の記載事項と一致していることや、本人の顔写真を確認するものであり、カードや電子証明書が、対面でもオンラインでも安全・確実な本人確認のツールとなることから、信用の起点として確実な実施が求められるものである。
- 他方、今後、市町村において、マイナンバーカードや電子証明書の更新に係る業務の増加が見込まれることを踏まえ、転入時のカードの継続利用手続を含め、市町村のカード関連事務に係る窓口負担の軽減を求める声が多く存在する。この点につ

²⁹ マイナンバーカードの想定更新件数は、令和6年度の約280万件に対して令和7年度は約1,200万件、電子証明書の想定更新件数は令和6年度の約690万件に対し令和7年度は1,580万件と急増する見込み。

³⁰ 令和2年（2020年）から令和5年（2023年）にかけて、マイナンバーカードを取得した者に対し、キャッシュレス決済サービスで利用できるポイントを付与するマイナポイント事業が実施された。マイナンバーカードの申請受付数は、マイナポイント事業第1弾開始前である令和2年（2020年）6月末において約2,529万件、マイナポイント事業第2弾の対象となる令和5年（2023年）2月末において約9,416万件となった。このときに発行された電子証明書の更新が令和7年（2025年）以降に始まることとなる。

いて、市町村からのヒアリングでは、以下ア～エのような意見があった。これらの意見への対応の検討に際しては、市町村のマイナンバーカード交付等に係る事務における標準的な業務フローを手作業とシステム処理に分解の上で、手作業で処理される業務のうち、特に事務負担が大きい業務から優先的に、デジタル化等による解決が可能かといった観点で、以下のとおり具体的な対応策の検討を行った。

ア カードの更新件数が増加する中、日中は窓口対応を優先するため、交付前設定の作業を時間外に行うことが多く、恒常的な超過勤務の要因となっている。特急発行³¹の場合と同様に、通常の交付申請により発行されるカードに係る交付前設定や暗証番号の設定も J-LIS で一括処理できないか。

- ・ 交付前設定業務のうち、市町村側で対応が必要な作業を除いた、統合端末上の作業（住民異動情報・本人確認情報との照合、システムへの結果登録等）については、J-LIS 側で集約処理が可能と考えられ、集約による効率化等が期待できる。
- ・ 暗証番号設定等の窓口で時間を要する作業についても、関係システムの安定運用に配慮しつつ、将来的な集約化を検討すべきであり、国の支援のもと、実現可能なものから早期にシステム改修を図る必要がある。

イ 有効期限切れ通知の送付に先立ち必要となる送付先情報の最新化³²については、個別に手作業での処理が必要であるが、更新件数の増加により事務処理が膨大となるため、システム上で一括処理できないか。

- ・ 送付先情報の最新化作業については、「住民記録システム標準仕様書」において、更新対象者のデータを住民記録システムと自動突合し、送付先情報を自動送信する機能が新たに規定され、先行団体の事例では事務負担軽減の効果が大きいことから、更なる実装が望まれる。
- ・ ただし、本機能はあくまで「標準オプション」であり、実装を望む全ての団体が実装可能でない一方、費用対効果等を踏まえた各市町村の対応やベンダのリソース等への影響の観点でも留意が必要であり、別途、システム標準化に関する検討の場（自治体システム等標準化検討会）において、令和 8 年度以降に引き続き議論を行っていくことが考えられる。

ウ 市町村独自で行っているカード管理簿の記入のほか、J-LIS からのカード等の送付物の開封や仕分け、交付通知書やカード管理等が負担となっている。また、事務処理要領で定められた交付記録簿の作成や、転居時に転居届とは別に提出を受けるカード関係の複数の届出を確認することについても負担が大きい。

- ・ 職員と住民双方の負担軽減の観点から、電子証明書の交付記録簿は、各市町村において任意の方法で集計することで足りるものとして廃止されたほか、転居

³¹ 特に速やかな交付が必要な者（カードを紛失した者、出生者、国外からの転入者等）を対象に、申請時に窓口で本人確認を行った上で、通常市町村で実施することとされている交付前設定（券面等の情報と住基の情報との照合等）や暗証番号の設定等を、J-LIS が市町村に代わって行うとともに、申請から交付までの期間を原則 1 週間に短縮する、特急発行の仕組みが令和 6 年 12 月から導入されている。

³² マイナンバーカードや電子証明書の有効期限通知の送付が確実になされるよう、J-LIS から送付される有効期限切れ対象者の送付先の情報について、市町村が把握している最新の情報と一致するかを確認・入力（最新化）する作業。

届や暗証番号の再設定など、複数の書類提出が必要な場面においては、新たに統合様式を作成し、その他の各種様式においても、政省令に規定のある記載事項を備える限り、市町村の判断において統合することは、手続漏れ等の防止にも資することから、これらの統合について支障ない旨をあらためて明示することが考えられる。

- ・また、J-LIS からの送付物についても、送付物の梱包の簡略化や、作業準備のために事前に送付内容の電子的な送付等を求める声があることから、今後とも、負担軽減に向けた検討を進めることが求められる。

エ カードと健康保険証や運転免許証等との一体化により、本人確認書類が減少する中、紛失や災害等によりカードが消失した時に、本人確認が困難となることが想定される。J-LIS が保有している顔写真データを利用して本人確認を行うことで、カードの再発行を可能とできないか。

- ・前回カード申請時の顔写真データは4情報と紐づいて保存されており、通常顔写真付き本人確認書類を用いた本人確認と同等と取り扱うことが可能と考えられるが、個人情報保護の観点から、当該顔写真データを利用した本人確認を法令上規定することが望ましいものと考えられる。
- ・運用に際して、当該本人確認が原則的な本人確認手法でなく、顔写真データの漏洩等に対する個人情報保護の観点からも、例外的な対応として紛失や災害等の限定された場面での運用を念頭に、各場面での権利利益への影響も踏まえた本人同意の必要性等についても検討する必要がある。

- マイナンバーカード関連事務の負担軽減方策については、今後も市町村からの意見を踏まえ、デジタル完結の視点から、事務処理を可能な限りデジタル化することを基本として、引き続き不断の検討を進めていくことが求められる。

② 転入・転居手続のオンライン化

- 現行、住民基本台帳の記載は、転入・転居時に、市町村の窓口において対面で本人確認や居住実態の確認を行った上で行われる。住民基本台帳は、住民に関する事務処理の基礎となっており、選挙や税をはじめとした様々な行政分野において、住民情報が正確に記録されていることを前提に事務処理が行われている。マイナンバーカードや電子証明書にも、住民基本台帳に記録された4情報等³³が記載・記録されており、ここでも住民基本台帳の情報が基礎となっている。

- また、マイナンバーカードや電子証明書は、交付・記録時の窓口における対面での本人確認を信用の起点としている。対面での本人確認を前提として、公的な本人確認書類としてカードが利用されているほか、各種手続において都度対面での本人

³³ マイナンバーカードには住民の4情報に加えてマイナンバーが、署名用電子証明書には4情報が記録されている。

確認を要さず、オンラインで安心・安全に本人を確認する手段として電子証明書が利用されている。

- 一方で、一部の地方公共団体からは、住民の利便性向上や窓口の業務効率化の観点から、転入届・転居届をオンラインで行うことについて提案がなされている³⁴³⁵。これについては、上記の住民基本台帳の位置付けを踏まえ、仮にオンラインで行うとした場合に、本人確認や居住実態の確認をどのように行うのか、市町村の事務処理にどのような影響があるのかといった観点から検討する必要がある。
- この点、市町村からのヒアリングでは、以下のような事務処理上の課題が挙げられた。
 - ・ 現行、転入届において転入先の住所が正しく書かれていないケースが多くあり、窓口で届出書の補正を行っているが、オンライン化した場合、対面でのやりとりが行えないので、補正が必要な場合にどう対応するかという課題がある。
 - ・ 転入・転居時に最も時間を要しているのは、マイナンバーカードの券面事項の書換えや署名用電子証明書の更新手続である。これらの手続もオンライン化できなければ、転入・転居届だけオンライン化しても結局来庁が必要となり、住民の利便性は高まらないのではないか。例えば、署名用電子証明書の更新をコンビニ等、窓口以外の場所で行えれば窓口事務の効率化に繋がる可能性がある。
 - ・ 転入・転居時には、国民健康保険や介護保険、児童手当等の各種手続も併せて窓口で行っている場合があるが、これらの手続もオンライン化しなければ住民の利便性は高まらないのではないか。
- 一方、日本と同様に住民登録制度を持つ諸外国でも、オンラインで転入手続を行える国は存在する（表4）。これらの国々では、全国レベルで建物・土地のデータベースが整備されている場合が多いと考えられる。例えば、デンマークでは、国の基本データインフラの一部として建物・住居登録簿が整備されており、これに建物所有者の氏名や個人識別番号等が搭載され、他の公的登録簿と連携されている³⁶。また、エストニアや韓国でも、建物・土地登録簿や住民登録簿を含む各種行政データ

³⁴ 内閣府が実施した「令和6年地方分権改革に関する提案募集」において、特別区長会から提案がなされている。

³⁵ デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和7年6月13日閣議決定）では、「「引越し手続オンラインサービス」について、国民の利便性向上及び市区町村での業務効率化に向けた取組を行うとともに、確実な本人確認や居住実態の確認等に関する課題を踏まえた方策について検討を行った上で、地方公共団体の標準拠システムへの移行状況も踏まえつつ、転入時に必要な手続を含めた将来的な完全オンライン化に向けて課題を整理する。」とされている。

³⁶ 「伊藤伸介、公的統計における行政記録データの利活用について—デンマーク、オランダとイギリスの現状—。経済学論纂（中央大学）第58巻第1号（2017年12月）」参照。

が連携可能な仕組みが整備されている^{37,38}。

(表4) オンラインでの転入手続を可能としている国における手続の流れ

国	住民登録簿の管理主体	住所変更時の手続	住所変更時の手続の流れ（オンラインで行う場合）
日本	市町村	対面	—
オーストリア	連邦 (中央住民登録システム)	オンライン可	①デジタルID (ID Austria) を用いて政府オンラインサービスにログイン ②住民登録フォームに必要な情報を記入・提出。その際、統計局が管理する建物住宅登録簿 (GWR) に記録された不動産の所有者氏名・住所の情報を求めている。 ※不動産の提供者(アパートの家主等)は、地方登録事務所からの要請があった場合、居住者に関する情報を直ちに提示しなければならぬ(過去6か月以内に誰にどの施設を提供したか等)
スウェーデン	国 (人口登録簿)	オンライン可	①金融機関で発行される電子ID (Bank ID) で国税庁ウェブサイトログイン。 ②国税庁ウェブサイトにて新住所等の情報を記入・提出 ※賃貸契約書、不動産証書等の証明書の提出を求められる場合がある。これらは、新住所の照合と検証に使用される。
デンマーク	国 (中央人口登録簿)	オンライン可	①デジタルID (Mit ID) を用いて政府オンラインサービス (borger.dk) にログイン ②borger.dkで新住所、転居者、転居日等を提出 ※オンラインで手続を行う際、新住所は、建物や部屋番号を含めてプルダウンで選択する。 ※賃貸契約書、不動産証書等の証明書の提出を求められる場合がある。これらは、新住所の照合と検証に使用される。
エストニア	国 (人口登録簿)	オンライン可	①eIDカード等を用いて政府オンラインサービス (e-population register) にログイン ②新住所等を入力し、賃貸契約書等の権利を証明する文書を提出。 ③登録した住所に書類を郵送し、配達されたことをもって居住実態の確認を行っている。 ※家主等は、不動産登録簿 (e-land register) で自己の物件に住民登録している者を確認可能。賃貸契約のない者が自己の物件に住民登録していた場合、当局に住民登録の取り消しを申し出ることができる。
韓国	市区郡 (全国的な住民登録データベースは国が管理)	オンライン可	①政府オンラインサービス (政府24) にログイン ②転入届フォームに必要な事項を記入・提出 ※「賃貸借契約書」または「不動産売買契約書」などの居住実態が確認できる書類を提出すると、里・統長などによる転入届事実の確認が省略できる。 ※オンラインで手続を行うことは可能だが、17歳以上の国民に携帯が義務づけられている「住民登録証」に記載されている住所を変更する際は、対面での手続となる(新住所を記載したステッカーを住民センターで受け取る必要がある)。
(参考※) シンガポール	国	オンライン可	①デジタルID (Sing Pass) を用いて政府オンラインサービス (e-service) にログイン ②e-serviceで新住所と転居日を申請 ③新住所に6桁のPINが記載された通知が届き、e-serviceにPINを入力 ④PINが確認されると、住所情報が更新される。

※ シンガポールは都市国家であるため、自治体が存在しない。

(令和5年度に総務省が実施した委託調査を元に作成)

○ このような全国レベルの建物・土地のデータベースがあることにより、住民登録された住所の実在性や物件の所有者を確認可能であるほか、オンラインで転入手続を行う場合、予め登録された住所・建物リストの中から、転入先をプルダウン方式で選択することができ、届出内容の補正の必要性が少ない仕組みになっているのではないかと考えられる³⁹。

○ この点、日本でも、デジタル庁を中心に、既存の制度の相互運用性を担保しつつ、行政機関や民間事業者が参照可能な住所・所在地及び建物情報を統一番号の元で管理・整備するアドレス・ベース・レジストリ (ABR) の取組が進められている。今後、ABR の取組が進み、諸外国のように、行政機関が整備した土地・建物を含めたデータベースができれば、転入・転居届に際し土地・建物の情報を参照することが容易となり、オンラインでも居住実態の確認が円滑に行える可能性があるほか、転入先をデータベース化された住所・建物の情報からプルダウン方式で選択する等、オン

³⁷ エストニアでは、E-Land Register (土地登録簿) に、「土地登記簿コード」「使用目的」「面積」「住所」「所有者」「抵当権等の情報」が登録されている。また、官民を通じた情報連携が X-tree を介して行われており、E-Population Register (人口登録簿) と E-Land Register も連携可能になっていると考えられる (デジタル庁委託調査事業「土地関連台帳の連携のための制度的検討に向けた調査研究 調査報告書 (2022年11月) 参照」)

³⁸ 韓国では、行政安全部において、住民登録台帳も含めたベースレジストリの取組が進められている。土地関連情報としては、住民登録番号や PNU (筆地固有番号) をキーとして Land Registration、Building Registration 等のデータベースが相互連携されている。

³⁹ デンマークでは、政府オンラインサービス (borger.dk) で転入手続を行うことが可能であり、その際、新しい住所 (ストリート名、建物番号、階数と部屋の番号) をプルダウン方式で入力することとなっている (The Copenhagen Post 参照)。

ラインでも届出内容の補正が少ない仕組みが構築できる可能性もある。このため、転入届・転居届のオンライン化については、今後、ABR の取組の進捗を踏まえて検討を深めることが望まれる。

- 次に、諸外国の ID カードに係る初回発行・住所変更時の手続は以下のとおりである（表5）。諸外国でも日本と同様、ID カードの初回発行・更新時には対面での本人確認を行っている。一方で、欧州では、日本のマイナンバーカードと異なり ID カードの券面・IC チップに住所情報が記載・記録されていない事例も多く、この場合は住所変更時に特段の手続を要しない。

（表5）諸外国の ID カードに係る初回発行・住所変更時の手続等

国	物理的なIDカード				
	名称	券面への住所記載	ICチップへの住所記載（※）	初回発行時・更新時の手続	住所変更時の手続
日本	マイナンバーカード	有	有	対面	対面 ・窓口で券面及びICチップに記載された住所を書き換え
オーストリア	オーストリアIDカード	無	無	対面	—
スウェーデン	国民IDカード	無	無	対面	—
デンマーク	（日本のマイナンバーカードに相当する物理カードはない）				
エストニア	eIDカード	無	無	対面	—
韓国	住民登録証	有	無（ICチップ無し）	対面	対面 ・原則、新住所を記載したステッカーを住民センターで受け取る必要がある
（参考）シンガポール	国民登録カード	有	無（ICチップ無し）	対面	オンライン ・オンラインで転入手続を行うと、新住所を記載したステッカーが郵送される。

※ 日本のマイナンバーカードに記載されたICチップには、券面情報が格納された券面APがあるところ、諸外国のIDカードにおける同様の機能の有無を記載している。
（令和3年度に総務省が実施した調査を元に作成）

- また、諸外国のオンラインの本人確認手段（電子証明書）に係る初期登録・住所変更時の手続は以下のとおりである（表6）。諸外国における電子証明書は、必ずしも ID カードに搭載される形態ではないが、初期登録や更新時には、対面での本人確認を行うのが通常である。ただし、マイナンバーカードの署名用電子証明書と異なり、電子証明書に住所情報が記録されていない事例も多く、この場合は、住所変更時に特段の手続を要しない。

(表 6) 諸外国のオンラインの本人確認手段（電子証明書）に係る初期登録・住所変更時の手続

国	オンラインの本人確認手段（電子証明書）				
	名称	電子証明書のIDカードへの搭載	電子証明書への住所記載	初期登録時・更新時の手続	住所変更時の手続
日本	署名用電子証明書	有	有	対面	対面 ・窓口で、新住所の情報が入った署名用電子証明書を発行
オーストリア	IDオーストリア	無	無	対面	－
スウェーデン	Freja eID	無	不明	対面又はオンライン（※） ・Frejaアプリをダウンロードし、顔写真を撮影、パスポート等をスキャンして初期登録	不明
デンマーク	MitID	無	無	対面又はオンライン（※） ・MitIDアプリをダウンロードし、顔写真を撮影、パスポート等をスキャンして初期登録	－
エストニア	eID	有	無	対面	－
韓国	共同認証書	無	無	対面又はオンライン	－
(参考) シンガポール	SingPass	無	有	対面又はオンライン ・サイトにアクセスし、顔認証による本人確認を行った後にID登録	オンライン ・転入手続が完了し、国民登録システムの住所が更新されるとSingPassの住所情報も自動更新される。

※ スウェーデンのFreja eIDとデンマークのMitIDについては、オンラインで登録を行った場合は、EUにおける電子商取引のためのトラストサービスに係る規則であるeIDAS規則の保障レベル（低/中/高）では、中程度とされている。
(令和6年度に総務省が実施した調査を元に作成)

- このように、諸外国でも、IDカードの初回発行・更新、電子証明書の初期登録・更新時に、対面での本人確認が必要である点は変わらない。他方、日本では、官民の様々な手続において、住所が本人確認情報の1つとして広く利用されており、マイナンバーカードの券面・ICチップや電子証明書に住所が記載・記録されている。このため、転入・転居時にはカードの券面・ICチップの書換えや電子証明書の再発行が必要となり、窓口において対面で本人確認を行う必要がある。よって、転入・転居時のカードの券面・ICチップの書換えや電子証明書の更新をオンライン化できるかについては、今後、官民を通じた本人確認手続における、住所の必要性和合わせて考える必要がある。
- 今後、次期マイナンバーカードが導入される予定であるが⁴⁰、次期マイナンバーカードやこれに搭載される電子証明書のあり方については、令和6年（2024年）にデジタル庁において、「次期個人番号カードタスクフォース最終とりまとめ」として整理されている。ここでは、「券面の氏名、生年月日、住所、顔写真の記載については、現在、官民の様々な場面において、カードが対面での本人確認書類として利用されており、その際必要な情報となるため、次期カードでも、券面に氏名、生年月日、住所、顔写真を記載する」こととされており、カードに搭載されるICチップ（券面事項確認AP）にも、氏名、生年月日、住所、顔写真が記録される⁴¹。
- このように、現時点では、我が国における本人確認手段として券面の住所情報は

⁴⁰ デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和7年6月13日閣議決定）では、「2024年3月の「次期個人番号カードタスクフォース」の最終取りまとめをふまえ、2028年度中を目指し関連システムの対応等に十分考慮し、安全で利便性の高い魅力ある次期個人番号カードの導入を目指す。」とされている。

⁴¹ 次期マイナンバーカードでは、カードの券面には性別は記載されない一方、ICチップには性別も記録される。

必要と考えられており、少なくとも次期マイナンバーカードでは、転入・転居時には、カードの券面・ICチップの書換えや電子証明書の更新手続を窓口で行う必要がある。一方、将来的には、次期マイナンバーカードの利用状況や諸外国の事例も参考にしつつ、マイナンバーカードの券面事項のあり方や、電子証明書を市町村窓口での更新以外の方法で安全に書き換える方策について、そもそも物理的なカードが必要か、カードに電子証明書を搭載すべきかといった点も含めて、検討が必要になる可能性がある。

- 以上から、転入・転居手続のオンライン化については、これを実現しようとする場合、居住実態の確認をどのように行うのか、マイナンバーカードや電子証明書に記載・記録される住所の取扱いをどうするのか、住所の記載・記録が必要な場合にカードの券面・ICチップの書換えや電子証明書の更新手続をどのように行うのか等の課題があるところ、次期マイナンバーカードの次を見据えて、ABRの取組の進捗や本人確認情報としての住所の必要性を踏まえた上での検討がなされることが望まれる。

(3) 住基ネット関連システムの管理運用に係る負担軽減方策

- 住基ネットは、市町村が備える住民基本台帳の情報を基礎として、市町村や都道府県の区域を越えて全国共通の本人確認ができる、地方公共団体共同のシステムとして構築されたものである。住民の本人確認情報に変更が生じると、市町村の住民記録システムから市町村が管理運用するコミュニケーションサーバ（以下「CS」という。）を介して都道府県サーバに、都道府県サーバから J-LIS の全国サーバに、それぞれ本人確認情報が通知され、保存される仕組みとなっており、これらの各サーバは専用回線を用いた閉域的なネットワークで結ばれている。また、CS は、住基ネットと住民記録システムの間責任分界点としての位置付けがなされている。
- これまで、市町村が管理運用する住民記録システムと CS は、いずれも市町村の庁舎内に置かれる事例が多かったが、自治体情報システムの標準化の取組により、住民記録システムは、原則令和7年度（2025年度）までに標準準拠システムへの移行を目指すこととされ⁴²、その多くがガバメントクラウド上に移行する予定である。これを踏まえ、CS についても、市町村職員の負担軽減の観点から、クラウドへの移行等により、プログラムの適用作業を含めた運用管理の見直しを検討すべきとの提案がなされている⁴³。
- この点、現在 CS が担っている主な機能としては、以下のようなものがある。
 - ・住民記録システムから送られるデータ形式の標準化・通信方式の限定
 - ・本人確認情報を CS のデータベースで保存
 - ・本人確認情報の都道府県サーバへの通知を送信
 - ・市町村間の住基事務の処理に必要な通知を送受信（転入通知、転出証明書情報の通知、住民票の写しの広域交付の通知等）
 - ・マイナンバーカードに係る情報の管理（交付前設定、交付状況管理、券面事項更新等）⁴⁴
 - ・公的個人認証システムへの通知の送受信（電子証明書の発行、失効等に必要データの通知）
- 上記のうち「住民記録システムから送られるデータ形式の標準化・通信方式の限

⁴² 地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和6年12月24日閣議決定）において、事業者のリソース逼迫による開発又は移行作業等の遅延の影響を受ける等の理由により、令和8年度（2026年度）以降の移行とならざるを得ないことが具体化したシステムは「特定移行支援システム」と位置づけられた。このような特定移行支援システムについてデジタル庁、総務省及び制度所管省庁は、地方公共団体から把握した当該システムの状況及び移行スケジュールも踏まえて、標準化基準を定める主務省令において、所要の移行完了の期限を設定することとし、概ね5年以内に標準準拠システムへ移行できるよう積極的に支援することとされた。

⁴³ 内閣府が実施した「令和6年地方分権改革に関する提案募集」において、福島県、函館市、旭川市、花巻市、郡山市、いわき市、白河市、相模原市、茅ヶ崎市、名古屋市、半田市、寝屋川市、朝来市、宇和島市、砥部町、大牟田市及び熊本市から提案がなされている。

⁴⁴ 例えば、転入・転居時には、CS に保存されている本人確認情報を用いてカード券面の追記欄に新住所を記載している。CS に保存されている本人確認情報を用いることで、市町村窓口で転入届・転居届を出した後に早期に記載することが可能となっている。

定」については、これまで各団体の住民記録システムにおいて、データ形式が個別に設定されていたため必要とされていた機能であるが、今後は、住民記録システムの標準化が進み、データ形式も標準化されることとなる。

○ このため、その他の機能を住民記録システムやJ-LIS側のシステムに移管することで、将来的にはCSを廃止することも可能と考えられる。今後、CSを廃止することを前提として、現在のCSの機能の棚卸しを行い、

ア 住基ネットと住民記録システム及び戸籍附票システム間の責任分界点等

イ CSのみで管理している情報の移管先

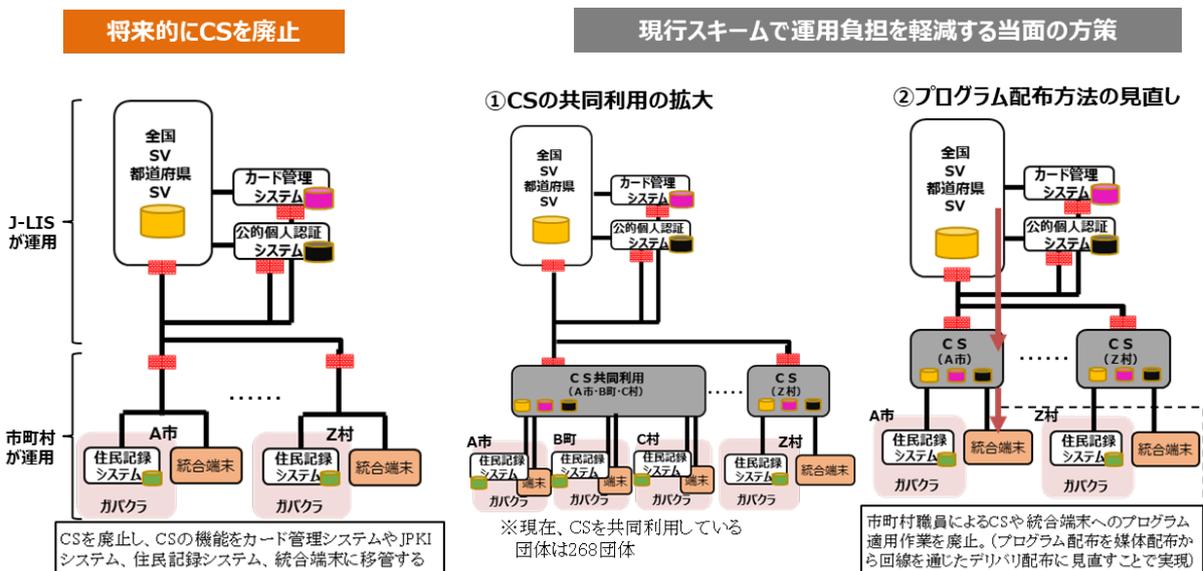
ウ CS廃止の具体的な手法・実現時期

エ セキュリティ対策

等について整理するとともに、地方公共団体の財政負担や、標準化後の住民記録システムの次期更改の時期なども踏まえ、地方公共団体の意見も聞きながら具体的な検討を進める必要がある。

○ 一方で、CSを廃止するまでには、上記の検討を含め一定の期間を要することから、その間においても、CSの共同利用を促進することや⁴⁵、J-LISからのプログラムの配布方法を見直して市町村職員による事務作業を軽減すること等、現行構成のままでもCSの管理運用に係る負担を軽減する方策を取り入れることが求められる(図3)。

(図3) CSの管理運用に関する負担軽減方策



⁴⁵ 令和6年度(2024年度)末時点では、268団体がCSを共同利用している。

2. 住民基本台帳関連事務に係る都道府県の負担軽減方策

(1) 都道府県による住民サービスの提供に必要な住民情報の取得・活用方策

- 住民情報を幅広く取り扱う対住民サービスは、例えば、選挙人名簿の作成や住民税の徴収、国民健康保険の資格管理・保険料の賦課徴収、学齢簿の作成、予防接種の実施等が市町村の事務とされているように、住民基本台帳を備える市町村が行うことが多い。一方で、近年、東京都「018 サポート事業⁴⁶」や大阪府「子どもたちへのお米・食料品配付事業⁴⁷」に見られるように、給付金事務を中心に、これまでは主に市町村が行っていた事務であっても、都道府県が自ら事務を行うような事例が出てきている。
- これらの事務においては、都道府県が事務処理にあたり直接住民情報を取り扱うこととなる。都道府県は、住基法別表や条例に規定された事務について本人確認情報を利用することが可能であり、具体的には、都道府県サーバに保存された本人確認情報を利用することが考えられる。
- ここで、都道府県サーバについては、平成14年（2002年）の住基ネット構築当初は各都道府県に設置されていたものの、都道府県サーバの維持管理費の削減等の観点から、平成26年（2014年）以降はJ-LISが都道府県から委託を受け、都道府県サーバを集約して管理運用している。
- 都道府県は、J-LISが管理運用する都道府県サーバに保存された本人確認情報を利用する権限を有するが、現行の都道府県サーバの機能では、都道府県が、本人から提出を受けた本人確認情報を元に最新の住所情報を照会するといった検索はできるものの、ある基準日において自都道府県内に在住する住民の本人確認情報を一括で取得することはできない。都道府県がJ-LISに都度依頼して本人確認情報を取得すると時間を要するほか、情報の取得頻度にも制約が生じるため、都道府県からのヒアリングでは、都道府県サーバから情報を取得する機能の改善について提案があった。
- 今後も、市町村の経営資源が制約される中で、都道府県が対住民サービスを行うため住民情報を取り扱う場面が増加することが想定されることから、都道府県が円滑に事務処理を行えるよう、都道府県の端末から直接、ある基準日において自都道府県内に在住する住民の本人確認情報を一括で取得できるよう、都道府県サーバからの情報取得に係る機能を追加することが求められることから、令和9年度中の機

⁴⁶ 学びなど子どもの育ちを切れ目なくサポートすることを目的として、東京都内に在住する18歳以下の子どもに対し、一人当たり月額5,000円を支給する事業。令和5年度（2023年度）から実施。

⁴⁷ 物価高騰の影響が長期化する中、家計に占める食費の割合が大きい子育て世帯を支援する目的で、大阪府内に在住する18歳以下の子どもや妊娠中の者に対し、7,000円分のお米クーポンや食料品を支給する事業。令和5年度（2023年度）から実施。

能実装を目指し、J-LIS において必要なシステム開発等を進めることが必要である。

(2) 住基ネット関連システムの管理運用に係る負担軽減方策

- 1 (3) のとおり、住基ネットは、市町村が備える住民基本台帳の情報を基礎として、市町村や都道府県の区域を越えて全国共通の本人確認ができる、地方公共団体共同のシステムとして構築されたものである。都道府県は、市町村の住民記録システムから OS を介して通知された本人確認情報を都道府県サーバにおいて保存し、さらにこれを J-LIS の全国サーバに通知する役割を担っている⁴⁸。
- また、(1) のとおり、平成 26 年 (2014 年) 以降は J-LIS が都道府県から委託を受け、都道府県サーバを集約して管理運用している。一方、都道府県サーバに繋がる端末 (本庁舎に 1 台置かれる代表端末と、各支所等にも置かれる業務端末) は、引き続き都道府県に置かれており、このうち代表端末は、J-LIS から配布されるプログラムを複製し、都道府県の他の端末にプログラムを配布する機能がある。
- 都道府県からのヒアリングでは、都道府県サーバ等に係る管理運用の負担軽減の観点から、以下のような提案があった。
 - ・サーバに係る更なる費用負担軽減の観点から、住基ネットの構成を見直し、全国サーバと都道府県サーバを 1 つのサーバとして運用すること
 - ・代表端末の機器更改等に係る負担軽減の観点から、代表端末を介さずに事務処理を行うことを可能とすること
- この点、現行の都道府県サーバと全国サーバについては、それぞれ機能に違いがある部分があるほか、個人情報保護やセキュリティの面では、都道府県サーバにより、都道府県が直接アクセス可能な範囲を自都道府県内の住民に係る本人確認情報に限定しているといった点に留意が必要である。
- その上で、都道府県サーバと全国サーバの機能を改めて検証した上で、全国サーバに都道府県ごとにアクセスコントロールを講じ、制御された範囲内で全国サーバを利用するといった工夫を行うことで、都道府県サーバと全国サーバを統合し、サーバの管理運用の効率化を図ることが必要と考えられる。また、住基ネットは、住民基本台帳制度のみならずマイナンバー制度の基盤にもなっており、災害時に住基ネットが停止した場合には、国民生活や行政サービスの提供に及ぼす影響が大きい

⁴⁸ 住基ネット構築当初は、都道府県と指定都市から出捐を受けた財団法人地方自治情報センターが、住民基本台帳法上の指定情報処理機関として住基ネットの管理運用を行っていたが、平成 26 年 (2014 年) 以降は同センターを引き継いだ地方共同法人 (当時) である J-LIS が管理運用することとされた。なお、令和 3 年 (2021 年) の地方公共団体情報システム機構法の改正により、マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化を図るため、カード関係事務について国による目標設定等の規定が整備されるとともに、代表者会議の委員に国が選定した者が追加される等の改正が行われ、J-LIS は、国と地方公共団体が共同で管理する法人となった。

ことを踏まえ⁴⁹、サーバの統合等の工夫により運用経費の面で効率化を図ることに合わせて、バックアップサイトによる冗長性の確保も併せて検討すべきである。

- なお、住基法上、本人確認情報は、市町村から都道府県、J-LISに順次通知され、都道府県とJ-LISは通知を受けた本人確認情報をそれぞれ保存することとされている（住基法第30条の6及び第30条の7）。全国サーバと都道府県サーバを統合する場合には、地方公共団体共同のシステムという住基ネットの位置付けを踏まえ、このような都道府県の役割を規定した条項は存置した上で、都道府県知事が本人確認情報の通知・保存に関する事務をJ-LISに委託することを可能にする等⁵¹、必要な法制上の措置を併せて検討する必要がある。
- また、全国サーバと都道府県サーバの統合には、現在両サーバで処理されている機能の再整理等に一定の期間を要することから、その間においても、プログラムの配布方法を見直して都道府県の代表端末を廃止することで、都道府県の負担軽減を図ることが求められる（図4）。

（図4）都道府県サーバの管理運用に関する負担軽減方策



- こうした状況を踏まえ、住基ネットの次期更改において、都道府県サーバの個別設置を廃止し、全国サーバと機器統合を行うことにより、サーバの台数を大幅に削減する方向で検討を進めることが必要である。併せて代表端末の廃止についても次期更改で対応する方向で検討を進めることが必要である。

住基ネットのインフラとしての重要性に鑑みれば、バックアップサイトによる冗長性の確保は、求められる機能水準を精査し、費用の低廉化を図った上で、進めるべきである。今後、都道府県の意見を十分に聞いた上で、理解が得られれば住基ネ

⁴⁹ 東日本大震災の際には、住基ネットに通知された本人確認情報が、市町村の住民記録システムのバックアップとして利用された。

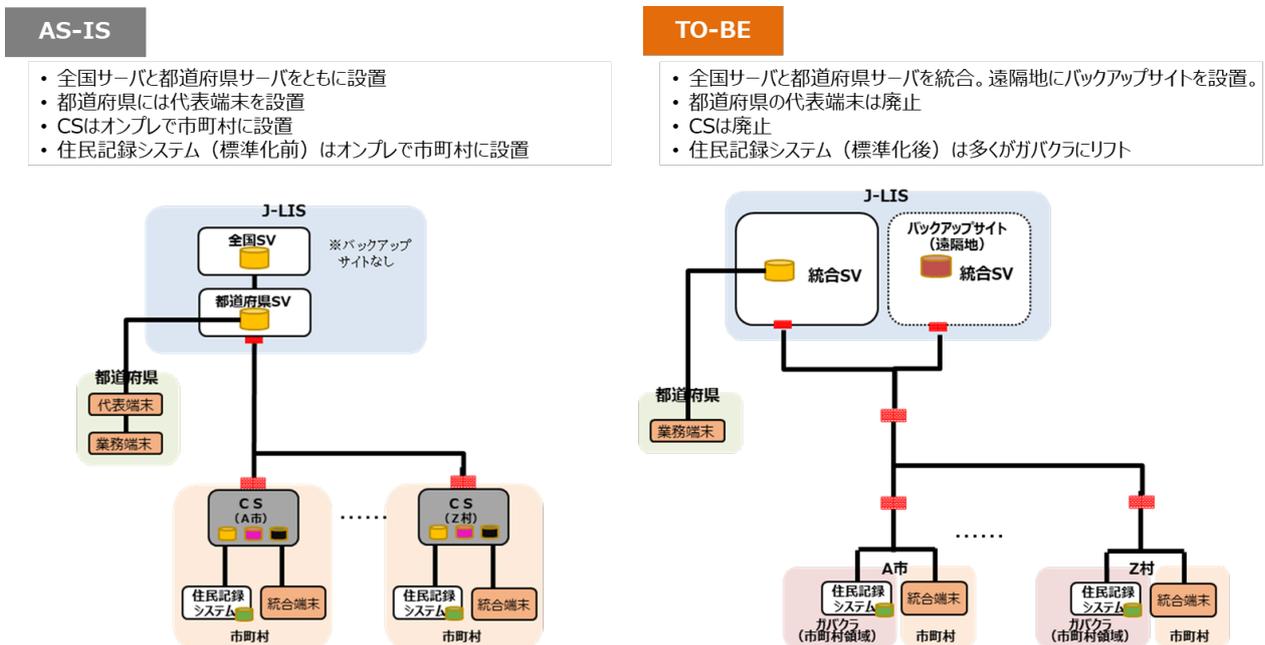
⁵⁰ 住基ネットには、住民票コードの生成や、住民票コードを基にマイナンバーとすべき番号を生成する機能がある。また、マイナンバー制度の情報連携で用いられる機関別符号は、住基ネットから提供された住民票コードを基に生成される。このため、住基ネットが停止した場合には、住民票コードやマイナンバーとすべき番号、機関別符号の新規生成ができなくなる。

⁵¹ 都道府県知事が本人確認情報の通知・保存に関する事務をJ-LISに委託した場合には、都道府県知事は当該通知・保存を行わないこととすることが考えられる。

ットの次期更改において対応することが望ましい。

- 将来的に、1（3）で述べたCSの廃止と、全国サーバと都道府県サーバの統合や都道府県の代表端末の廃止が実現した場合のイメージは以下のようになり、住基ネット全体として、よりシンプルで効率的なシステム構成となるものと考えられる（図5）。これにより、システムに係る運用経費の抑制が期待される。システム構成の変更にあたっては一定の初期経費を要することにも留意しつつ、総務省やJ-LIS、地方公共団体において具体的な検討を進め、できる限り早期に、ここで示した将来像が実現することを期待したい。

（図5）将来的な住基ネットのイメージ



デジタル技術を活用した効率的・効果的な住民基本台帳事務等のあり方に関するワーキンググループ 最終とりまとめ（概要）

○ 住民基本台帳やマイナンバーカード関連事務について、地方公共団体の経営資源が制約される中でも持続可能となるよう、デジタル技術の更なる活用により効率的・効果的に事務処理を行う方策を、以下のとおり整理した。

1. 住民基本台帳・マイナンバーカード関連事務に係る市町村の負担軽減方策

(1) 住民票の写しの交付等の住民基本台帳事務に係る負担軽減方策

課題：住民票の写しは、年間約4,098万件（令和5年）が窓口で交付されている。

- 行政機関は、住民ネット上で4情報（氏名・生年月日・性別・住所）を確認可能。既に住民ネットを利用可能な機関において**住民ネットの利用を徹底**。
- 民間事業者は、マイナンバーカードや電子証明書により、4情報を確認可能。カード機能のスマートフォン搭載や、住所変更情報等を事業者に提供する**最新4情報提供サービスの普及を促進**。
- コンビニ交付の利用率向上のため、**先進的取組**（期間限定で料金引下げ、広報動画配信等）を周知・横展開。小規模団体の負担軽減のため、より**受益に応じた適切かつ持続可能な費用負担構造への見直しが必要**（負担金への従量制導入等の検討）。国の支援の下、課税証明書の**広域交付等の実装を推進**。

- 本人確認書類である**住民票の写しをPDF化し電子交付**することは、複製によるなりすまし等のリスクが大い。本人の情報を電子送信する**新技術**（Verifiable Credential※等）の活用可能性を、引き続き検討。

※電子的に発行された証明書情報を本人が端末で管理し、当該情報のうち必要なものを電子的に相手方に提供するもの。

2. 住民基本台帳関連事務に係る都道府県の負担軽減方策

(1) 都道府県による住民サービスの提供に必要な住民情報の取得・活用方策

課題：都道府県は直接、自都道府県内の住民情報を一括取得できない。

- 今後、都道府県が対住民サービスを行うため住民情報を取り扱う場面が増加すると想定されることから、都道府県が、**自都道府県内住民の本人確認情報を一括で取得できるよう、令和9年度中の機能実装を目指し、必要なシステム開発等を進める**。

(2) マイナンバーカード関連事務に係る負担軽減方策

課題：今後、マイナンバーカードや電子証明書の更新が急増する見込み。

- マイナンバーカードの交付事務のうち、**交付前設定**※1のJ-LISへの集約化や**送付先情報の最新化作業**※2に係る**自動化機能の実装など、デジタル化を基本とする効率化方策を推進し、今後も不断の見直しを検討**。

※1カードを本人に引き渡す前に、券面の情報と住基情報との照合等を行う作業。

※2有効期限切れ通知の送付のため、対象者の情報を住基情報を元に最新化する作業。

- 転入手続のオンライン化は、居住実態の適切な確認、マイナンバーカードや電子証明書に記載される住所の書換え等が課題。次期マイナンバーカードの次を見据えて、アドレス・ベース・レジストリの取組の進捗や、本人確認情報としての住所の必要性を踏まえた上での検討が望まれる。

(3) 住民ネット関連システムの管理運用に係る負担軽減方策

課題：市町村に置かれるCS（コミュニケーションサーバ）に係る管理運用負担がある。

- 住民記録システムの標準化の進展等を踏まえ、今後、CSの機能をJ-LIS側システム等に移管し、**CSを廃止することを前提に、地方公共団体の意見を聞きながら、具体的検討を進める**。

- 廃止に先立ち、プログラム配布方法の見直し等により負担を軽減。

(2) 住民ネット関連システムの管理運用に係る負担軽減方策

課題：都道府県サーバや代表端末に係る費用負担や管理運用負担がある。

- 都道府県サーバと全国サーバを統合し、サーバの管理運用の効率化を図る。災害時に備えたバックアップサイトによる冗長性の確保については、**求められる機能を精査し費用の低廉化を図った上で都道府県の理解が得られた上で推進**。

- 統合に先立ち、代表端末を廃止することで負担を軽減。

参考資料 1

デジタル技術を活用した効率的・効果的な住民基本台帳事務等の
あり方に関するワーキンググループ 構成員名簿

(座長)

大 屋 雄 裕 慶應義塾大学法学部教授

(構成員)

大須賀 隆 之 千葉県総務局情報経営部業務改革推進課長

小 尾 高 史 東京科学大学総合研究院教授

柿 崎 淑 郎 東海大学情報通信学部准教授

楠 正 憲 デジタル庁統括官

櫻 井 美穂子 国際大学大学院国際経営学研究科准教授

芝 崎 晴 彦 東京都デジタルサービス局 DX 協働事業部長

杉 田 剛 狛江市企画財政部未来戦略室長

翼 智 彦 東京大学大学院法学政治学研究科准教授

中 島 淳 弥 瀬戸内町総務企画課 DX 推進室長

早 川 有 紀 関西学院大学法学部教授

松 崎 亮 太 鳥取県地域社会振興部市町村課長

松 前 恵 環 駒澤大学グローバル・メディア・スタディーズ学部准教授

(オブザーバー)

荻 野 敦 地方公共団体情報システム機構
住民基本台帳ネットワーク全国センター長

西 泉 彰 雄 地方公共団体情報システム機構個人番号センター長

山 口 真 矢 地方公共団体情報システム機構
ICT イノベーションセンター長

全 国 知 事 会

全 国 市 長 会

全 国 町 村 会

参考資料 2

デジタル技術を活用した効率的・効果的な住民基本台帳事務等の あり方に関するワーキンググループ 開催日程

令和7年 4月8日（火） 第1回

- ・意見交換

5月9日（金） 第2回

- ・千葉市、狛江市、瀬戸内町、西宮市からのヒアリング
- ・意見交換

5月19日（月） 第3回

- ・東京都、鳥取県からのヒアリング
- ・意見交換

6月26日（木） 第4回

- ・中間とりまとめ（案）
- ・意見交換

12月15日（月） 第5回

- ・意見交換

令和8年 3月4日（水） 第6回

- ・最終とりまとめ（案）
- ・意見交換

住民基本台帳制度の概要① ～住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）～

目的（第1条）

- 市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一した住民基本台帳の制度を定め、もって住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。

住民基本台帳（第2章）

- 住民基本台帳は、国内に居住する日本国籍の者、日本に居住する外国人住民の氏名、生年月日、性別、住所等の事項を記載する帳簿（住民票）をもって構成される住民に関する記録を行う公簿。
- 市町村長は、個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成して、住民基本台帳を作成。
 - （1）住民票の記載事項
氏名、氏名の振り仮名、住所、生年月日、性別、個人番号、住民票コード、世帯情報（世帯主である旨、世帯主との続柄）、本籍、選挙人名簿への登録の有無、国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険・国民年金の被保険者の資格に関する事項、児童手当の受給資格に関する事項等
 - （2）住民基本台帳を基礎として行う事務
選挙人名簿の登録、国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険・国民年金の被保険者の資格の確認、児童手当の受給資格の確認、学齢簿の作成、生活保護、予防接種、印鑑登録証明 等
 - （3）住民基本台帳の一部の閲覧
市町村長は、国又は地方公共団体の機関から法令で定める事務の遂行のため請求があったとき、又は、個人又は法人が公益性が高いと認められる活動等を行うため申出があり、その申出が相当と認めるとき、住民基本台帳の一部の写しを閲覧させることができる。
 - （4）住民票の写し等の交付
市町村長は、住民基本台帳に記載されている者又はその者と同一の世帯に属する者から請求があったとき、国又は地方公共団体の機関から法令で定める事務の遂行のため請求があったとき、又は、正当な理由がある者から申出があり、その申出が相当と認めるとき、住民票の写し等を交付することができる。
 - （5）除票
 - ・ 市町村長は、住民票を削除したとき、又は住民票を改製したときは、住民基本台帳から除いて別につづり、除票簿として保存。
 - ・ 除票には、住民票に記載していた事項のほか、住民票を削除した事由及びその事由の生じた年月日又は改製した旨及びその年月日を記載。
 - ・ 市町村長は、除票に記載されている者から請求があったとき、国又は地方公共団体の機関から法令で定める事務の遂行のため請求があったとき、又は、正当な理由がある者から申出があり、その申出が相当と認めるとき、除票の写し等を交付することができる。

住民基本台帳制度の概要② ～住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）～

戸籍の附票（第3章）

- 住所地で作成される住民票を本籍地で作成される戸籍に関連させ、住民票と戸籍の共通記載事項について、住民票の記載内容を戸籍の記載内容に一致させることにより、住民基本台帳の記録の正確性を確保するための帳票。
- 市町村長は、その区域内に本籍を有する者につき、戸籍を単位として、戸籍の附票を作成。また、戸籍の附票の全部を削除したとき、又は戸籍の附票の改製をしたときは、削除した戸籍の附票又は改製前の戸籍の附票をつづり、戸籍の附票の除票簿として保存。
- 戸籍の附票には、戸籍の表示、氏名、住所、住所を定めた年月日、出生の年月日、男女の別、住民票コードを記載。戸籍の附票の除票簿には、戸籍の附票に記載していた事項のほか、戸籍の附票を削除又は改製した旨及びその年月日を記載。
- 市町村長は、戸籍の附票に記載されている者等からの請求又は申出があったとき、戸籍の附票の写しを交付することができる。

届出（第4章）

- 住民としての地位の変更に関する届出は、全てこの章及び第4章の3に定める届出によって行う。
 - (1) 転入届（新たに市町村の区域内に住所を定める場合に行う届出）
 - (2) 転居届（一の市町村の区域内において住所を変更する場合に行う届出）
 - (3) 転出届（市町村の区域外に住所を移す場合に行う届出）
 - (4) 世帯変更届（住所の異動を伴わずに属する世帯又は世帯主に変更があった場合に行う届出）

本人確認情報の処理及び利用等（第4章の2）、附票本人確認情報の処理及び利用等（第4章の3）

- 市町村・都道府県・地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）を専用回線で結んでネットワーク化し、住民基本台帳に記録されている本人確認情報（氏名、住所、性別、生年月日、マイナンバー、住民票コード及びその変更情報）により、電子的に全国共通の本人確認ができるシステム（住民基本台帳ネットワークシステム）及び附票本人確認情報に係る附票連携システムを構築。

外国人住民に関する特例（第4章の4）

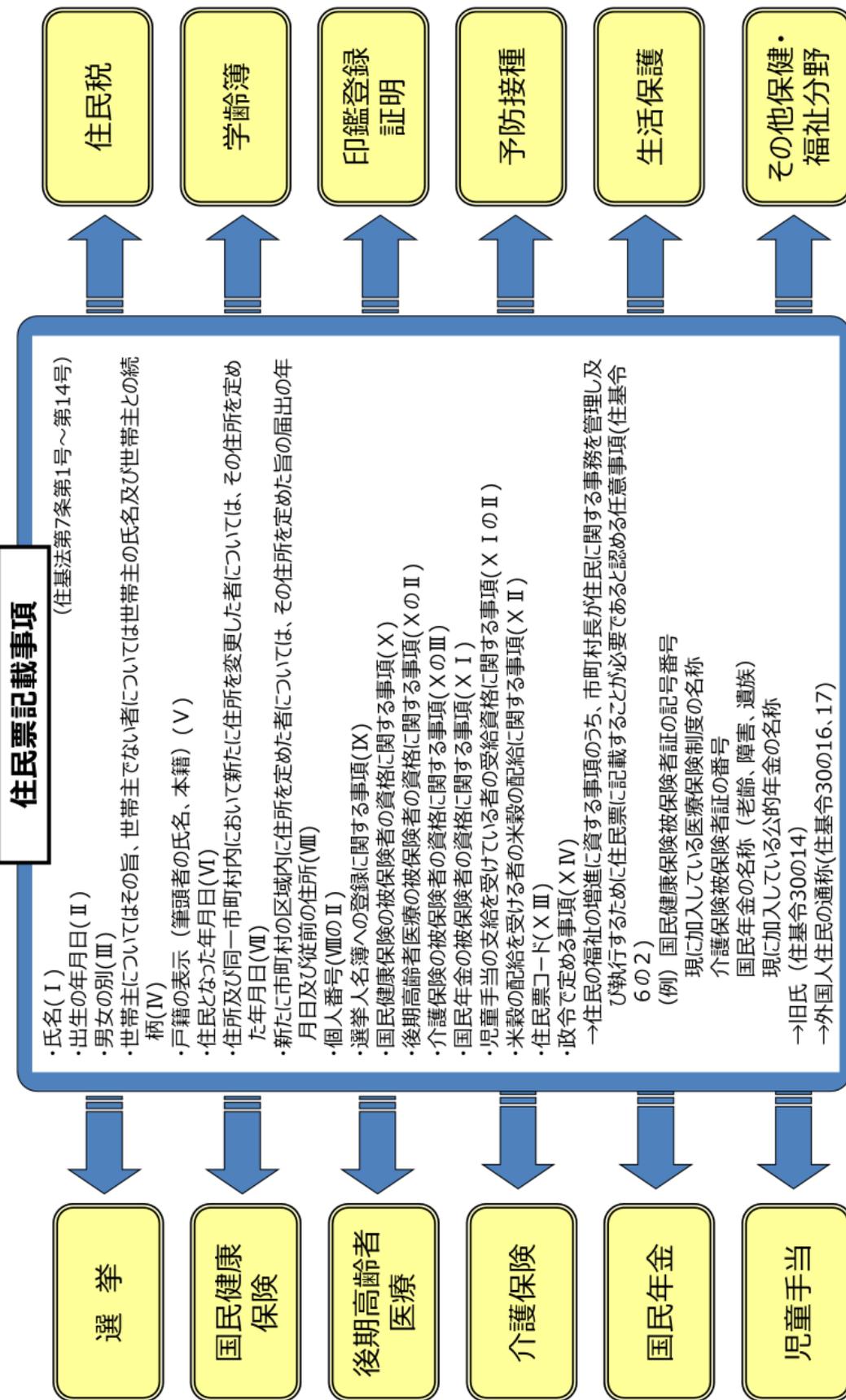
- 市町村の区域内に住所を有する中長期在留者、特別永住者等の日本国籍を有しない外国人住民に係る住民票の記載事項や住民としての地位の変更の届出の特例をまとめて規定。
<外国人住民に係る住民票への記載>
住民票記載事項（本籍、選挙人名簿への登録の有無等を除く。）のほか、国籍、外国人住民となった年月日、在留資格、通称 等

雑則（第5章）

- 市町村長は、定期に、又は必要があると認めるときはいつでも、住民票及び外国人住民に係る住民票に記載をすべき事項について、調査をすることができ、その調査に当たり、必要があると認めるときは、職員をして、関係人に対し、質問をさせ、又は文書の提示を求めさせることができる。
- 国の行政機関又は都道府県は、所掌事務について必要があるときは、市町村長に対し、住民基本台帳に記録されている事項又は除票に記載されている事項に関して、都道府県知事又は機構に対し、本人確認情報に関して、それぞれ資料の提供を求めることができる。

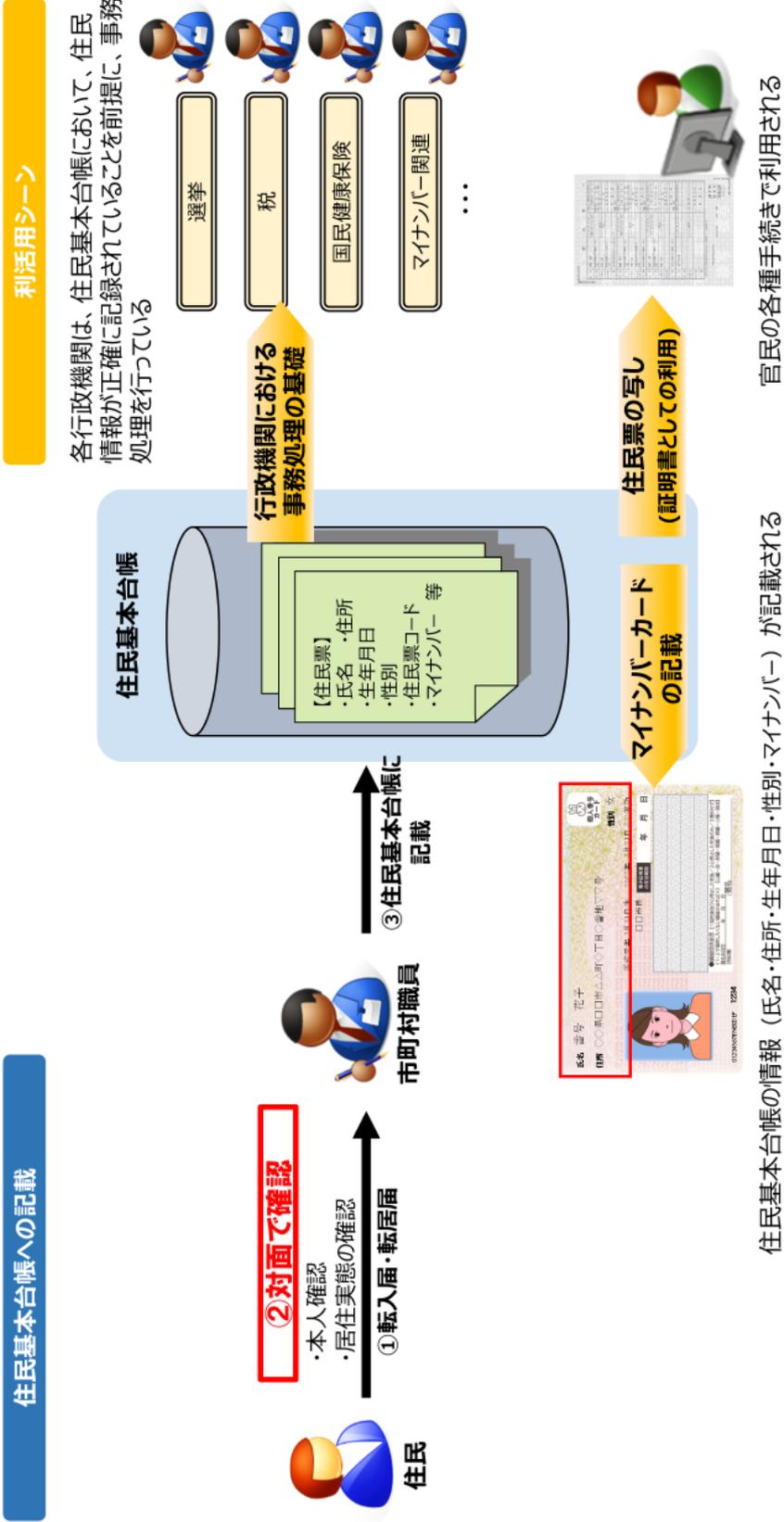
住民基本台帳と市町村の他の行政分野との連携

・ 住民基本台帳は、居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎であるとともに、住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うもの。



住民基本台帳 – 住民情報の正確な記録・行政機関の事務処理の基礎 –

- 住民基本台帳への記載は、転入・転居時に、市町村の窓口において対面での確認を行った上で行われる。
- 住民基本台帳は、住民に関する事務処理の基礎となっており、選挙や税をはじめとして、様々な行政分野で利用される。各行政機関は、住民基本台帳において、住民情報が正確に記録されていることを前提に、事務処理を行っている。
- 本人確認書類であるマイナンバーカードには、住民基本台帳の情報（氏名・住所・生年月日・性別・マイナンバー）が記載される。



マイナンバーカード①

- ・ マイナンバーカードはマイナンバーが記載された顔写真付のカード（ICチップ付き）。
- ・ 券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーと本人の顔写真等が表示され、1枚でこれらの証明をすることができる身分証明証として利用が可能。
- ・ 本人の申請に基づき、市区町村長が対面で厳格な本人確認を行った上で交付。
- ・ カードの申請受付、発行業務等は、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が実施。

マイナンバーカードの表面



- **カードの有効期間が満了する日**
発行の日から10回目の誕生日、ただし、18歳未満は、発行の日から5回目の誕生日
- **電子証明書の有効期間が満了する日**
発行の日から5回目の誕生日
- **追記欄**
住所や氏名等の記載事項に変更があった場合に、新しい情報が追記される

失効

- ・ 海外に転出し、継続利用の手続を行わなかったとき
- ・ 引越しの際、転出予定日から30日、転入した日から14日を経過しても転入届を行わなかったとき
- ・ 引越しの際、転入先の市区町村でカードの提出を行うことなく90日を経過したとき、又はその転入先市区町村から転出したとき
- ・ 死亡したとき

- おもて面には、住所・氏名・生年月日・性別が記載され、写真が表示され、身分証明書として利用できる。

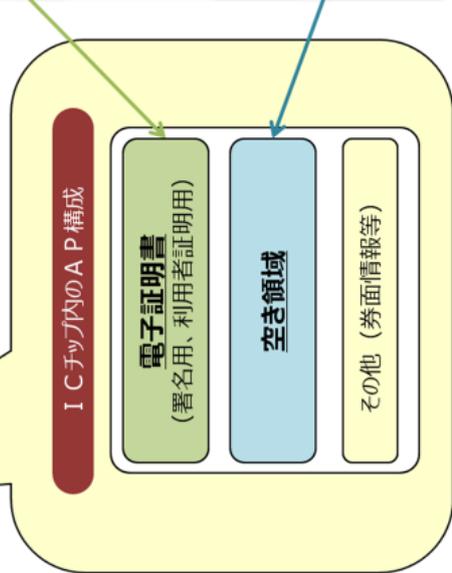
マイナンバーカード②

- ・マイナンバーカードの裏面には、マイナンバーが記載されている。マイナンバーは法令や条例等で定められた事務においてのみ利用可能。
- ・ICチップに搭載される電子証明書は、オンラインでの本人確認に利用可能であり、e-tax、コンビニ交付などの行政機関等のサービスに加えて、民間事業者においても活用可能。
- ・ICチップ内の空き領域は、自治体の条例等により印鑑登録証等や、民間事業者の各種サービスの各種サービスにおいても利用可能。

マイナンバーカードの裏面

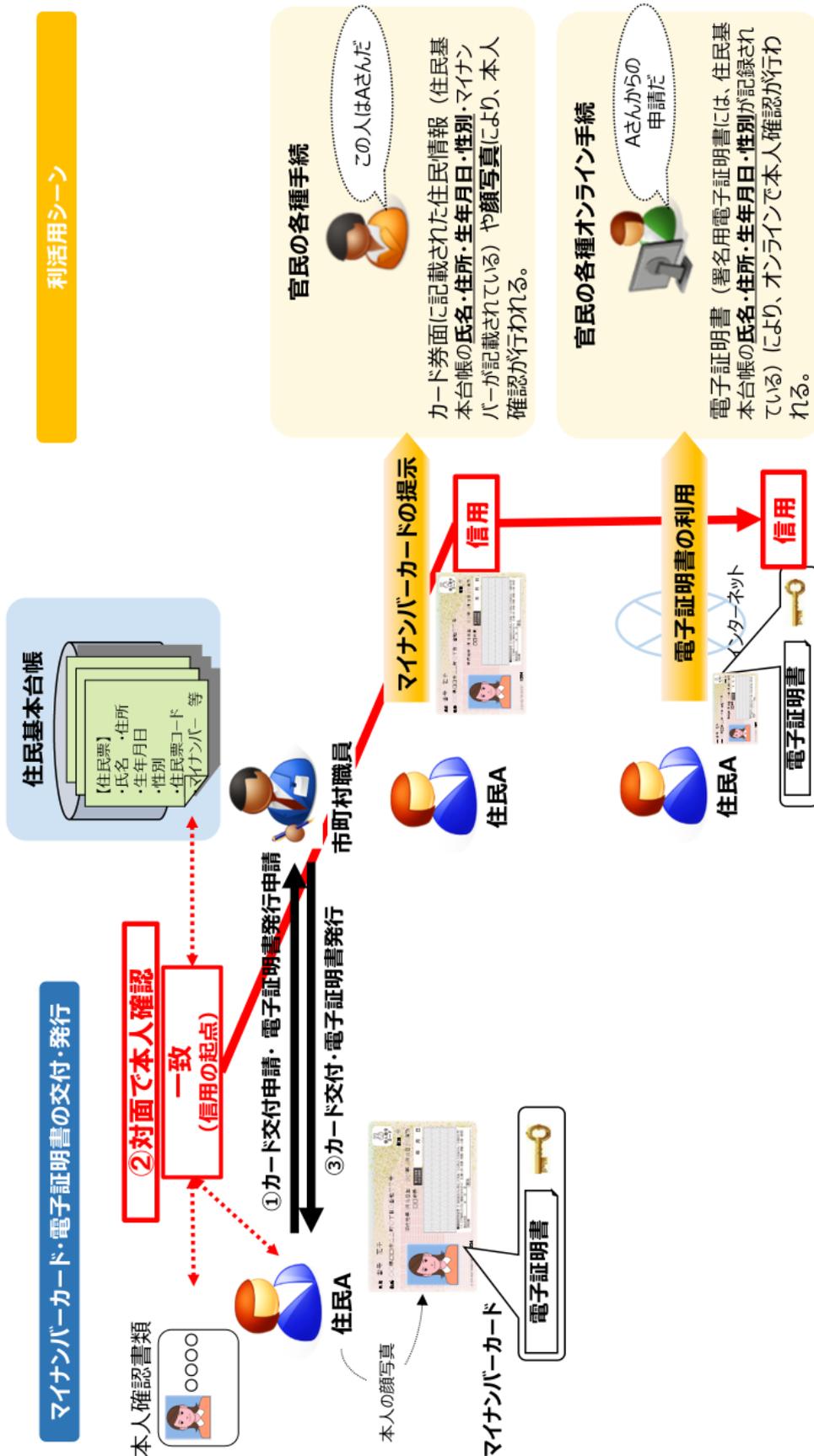


①マイナンバー	法令で利用できる主体が限定																												
<p>・社会保険制度、税制、災害対策などの、法令又は条例で定められた事務においてのみ利用可能</p> <p>・マイナンバーを利用できる主体は、行政機関や雇用主など法令に規定された主体に限定されており、そうでない主体がカードの裏面をコピーする等により、マイナンバーを収集、保管することは不可</p>	<p>法令で利用できる主体が限定</p>																												
<p>②電子証明書 (署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書)</p> <p>・行政機関等 (e-Tax、マイポータル、コンビニ交付等) のほか、内閣総理大臣及び総務大臣が認める民間事業者も活用可能</p> <p>署名用電子証明書のイメージ</p> <table border="1" data-bbox="938 936 1141 1176"> <tr><td>氏名</td><td>花子</td></tr> <tr><td>生年月日</td><td>10年0月0日</td></tr> <tr><td>性別</td><td>男</td></tr> <tr><td>住所</td><td>東京都千代田区豊洲1-2</td></tr> <tr><td>発行番号</td><td>61111</td></tr> <tr><td>発行年月日</td><td>10年0月0日</td></tr> <tr><td>有効期限</td><td>10年0月0日</td></tr> <tr><td>発行者</td><td>内閣</td></tr> <tr><td>用途</td><td>署名用公開鍵</td></tr> </table> <p>利用者証明用電子証明書のイメージ</p> <table border="1" data-bbox="938 577 1141 817"> <tr><td>発行番号</td><td>R22222</td></tr> <tr><td>発行年月日</td><td>10年0月0日</td></tr> <tr><td>有効期限</td><td>10年0月0日</td></tr> <tr><td>発行者</td><td>内閣</td></tr> <tr><td>用途</td><td>利用者証明用公開鍵</td></tr> </table>	氏名	花子	生年月日	10年0月0日	性別	男	住所	東京都千代田区豊洲1-2	発行番号	61111	発行年月日	10年0月0日	有効期限	10年0月0日	発行者	内閣	用途	署名用公開鍵	発行番号	R22222	発行年月日	10年0月0日	有効期限	10年0月0日	発行者	内閣	用途	利用者証明用公開鍵	<p>民間も含めて幅広く利用が可能</p>
氏名	花子																												
生年月日	10年0月0日																												
性別	男																												
住所	東京都千代田区豊洲1-2																												
発行番号	61111																												
発行年月日	10年0月0日																												
有効期限	10年0月0日																												
発行者	内閣																												
用途	署名用公開鍵																												
発行番号	R22222																												
発行年月日	10年0月0日																												
有効期限	10年0月0日																												
発行者	内閣																												
用途	利用者証明用公開鍵																												
<p>③空き領域</p> <p>・市町村・都道府県等は条例で定めるところ、国の機関等は内閣総理大臣及び総務大臣の定めるところにより利用可能</p> <p>例：印鑑登録証、国家公務員身分証</p> <p>・新たに民間事業者も内閣総理大臣及び総務大臣の定めるところにより利用可能に</p>	<p>民間も含めて幅広く利用が可能</p>																												



マイナンバーカード・電子証明書 – 官民の様々な手続で利用される本人確認手段 –

- マイナンバーカードや電子証明書は、交付・発行時の窓口における対面での本人確認を信用の起点としている。対面での本人確認を前提として、公的な本人確認書類としてのマイナンバーカードの利用や、オンラインで安心・安全に本人を確認する手段としての電子証明書の利用（都度、対面での本人確認を要さない）が行われている。

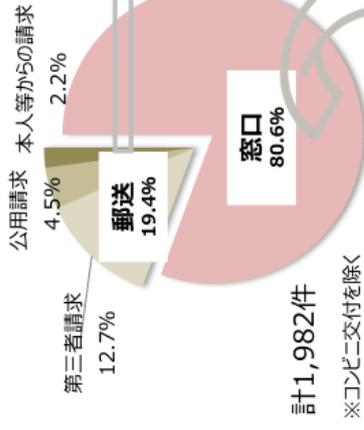


住民票の写しの交付件数の内訳①

・住民票の写しの交付件数や利用目的について、各団体におけるサンプル調査の結果は以下のとおり。

東京都狛江市（人口約8.3万人）

調査期間：令和7年2月1日～28日



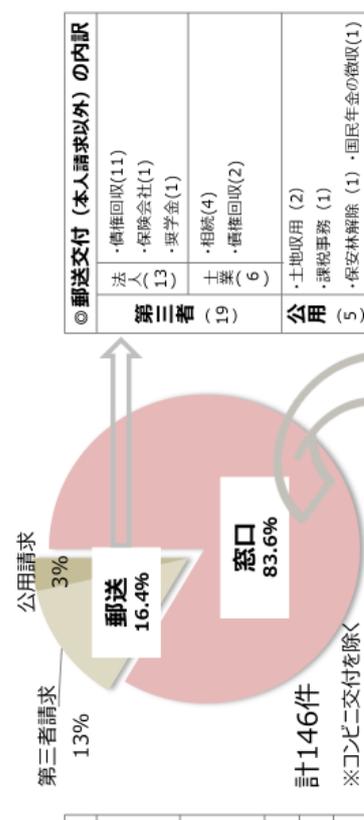
窓口交付・郵送交付の割合

◎ 郵送交付（本人請求以外）の内訳 ※

第三者	件数	内訳
法人	97	貸金業者(36) 債権を買い取った法人(27) 債権回収業者(19) ほか
士業	40	弁護士(28) 司法書士(5) 行政書士(5) ほか
公用	53	税務署(7)・年金機構(6) ほか 都道府県 市町村

鹿児島県瀬戸内町（人口約0.8万人）

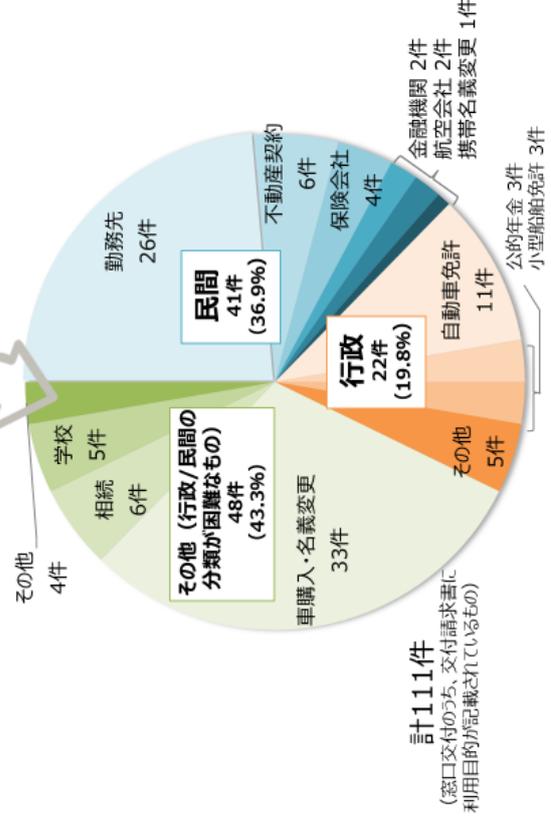
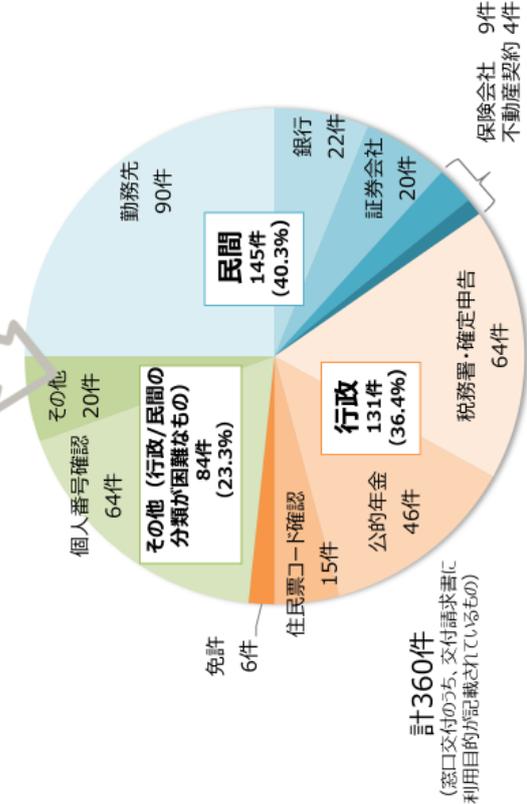
調査期間：令和7年4月14日～24日



◎ 郵送交付（本人請求以外）の内訳

第三者	件数	内訳
法人	13	債権回収(11) 保険会社(1) 奨学金(1)
士業	6	相続(4) 債権回収(2)
公用	5	土地収用(2) 課税事務(1) 保安林解除(1)・国民年金の徴収(1)

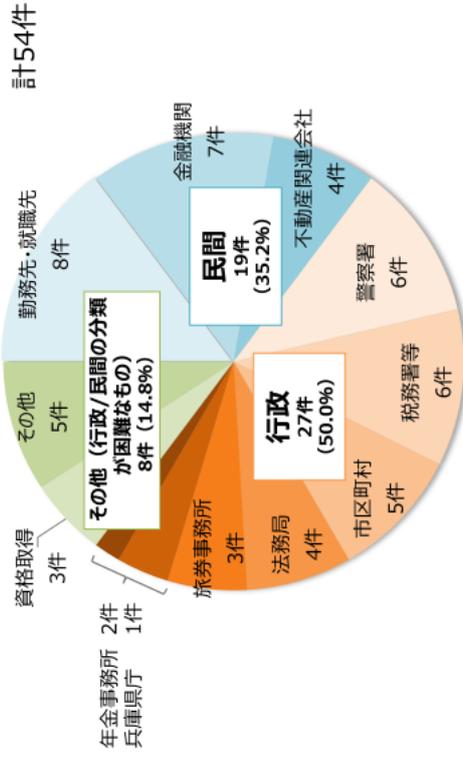
窓口で交付された住民票の写しの利用目的



住民票の写しの交付件数の内訳②

兵庫県西宮市（人口約48.2万人）

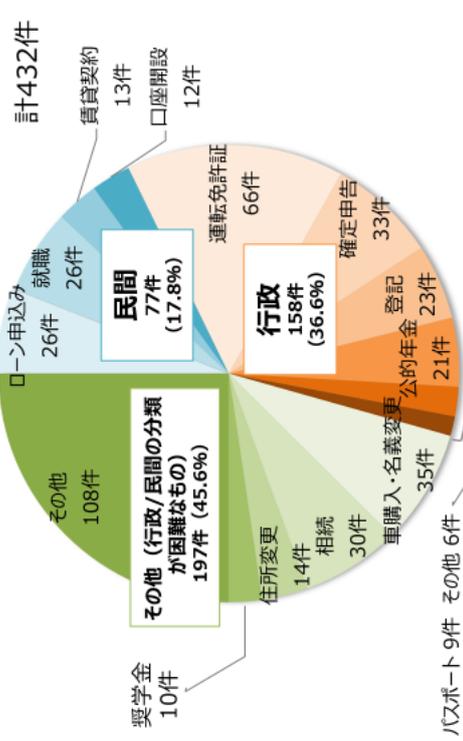
調査期間：令和7年3月1日～31日



※請求事由の記載が無いものを除く

A市（人口約9万人）

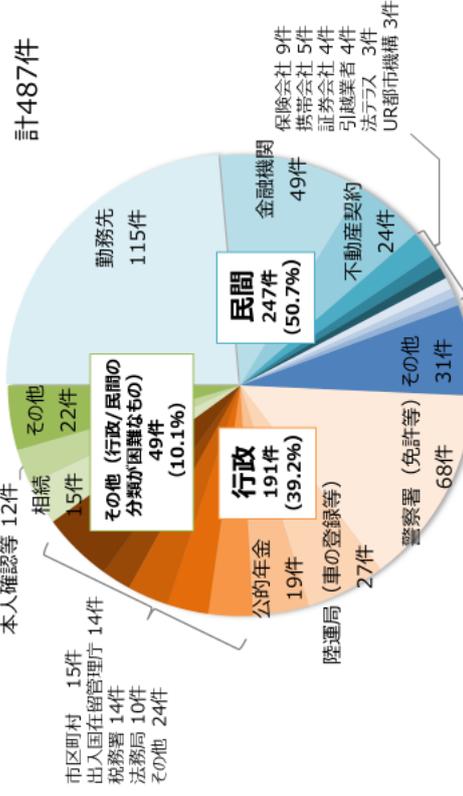
調査期間：令和7年3月3日～7日



※A市・B市はWG構成員以外の団体であって、サンプル調査に協力頂いた団体。

B市（人口約14万人）

調査期間：令和7年2月17日～21日



窓口で交付された住民票の写しの利用目的

マイナンバーカードと公的個人認証を活用した4情報提供

- 様々な行政手続や民間サービスにおいて、対面ではマイナンバーカードの券面の提示、オンラインではマイナンバーカードの電子証明書により、4情報等を相手方に提供可能。
- さらに、令和7年4月から、制度上、属性証明書機能に加え、属性証明機能（4情報、個人番号、顔写真）をスマートフォンに掲載することが可能になり、スマホのみで対面でもオンラインでも4情報等の提供が可能となった。
- これらの仕組みを活用することで、住民票の写しによらず、本人が民間事業者等向けに4情報等を提供可能。

マイナンバーカードを利用する場合

＜対面での本人確認（カードの提示）＞

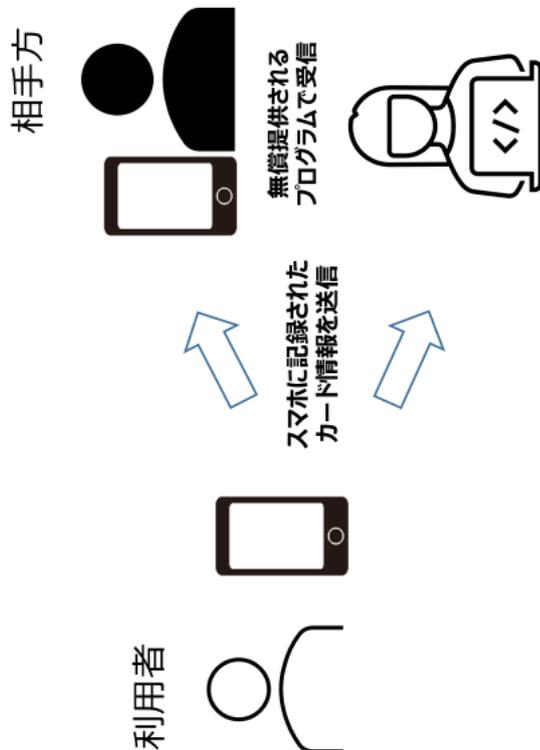


＜オンラインでの本人確認（署名用電子証明書）＞



スマートフォンに搭載した場合

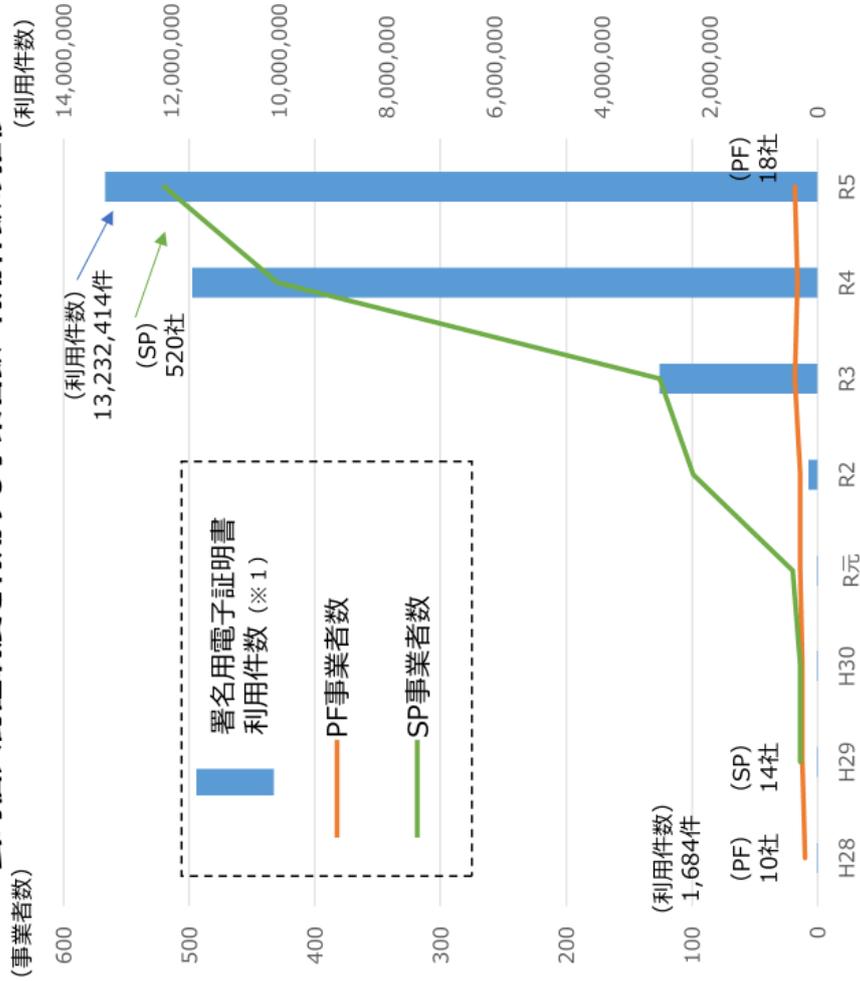
対面でもオンラインでも
スマートフォンのみで本人確認が可能



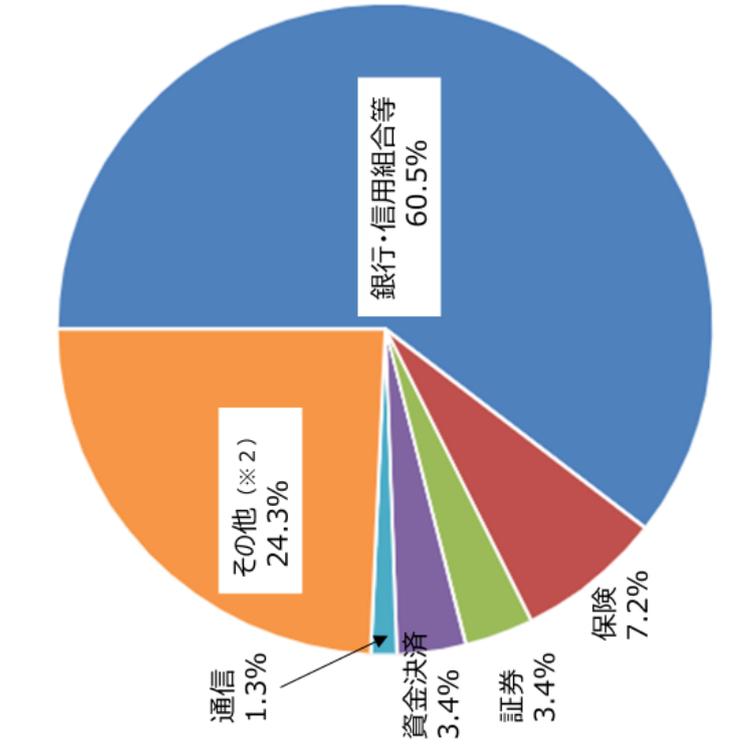
民間事業者 (PF・SP事業者) による公的個人認証制度の利用状況

- マイナンバーカードの普及に伴い、利用する民間事業者数 (SP事業者) と利用件数が増加している。
- 利用する民間事業者は金融機関が7割以上を占め、保険の申込みや、銀行・証券の口座開設等への利用が多い。

公的個人認証制度を利用する事業者数・利用件数の推移



SP事業者の業種別割合



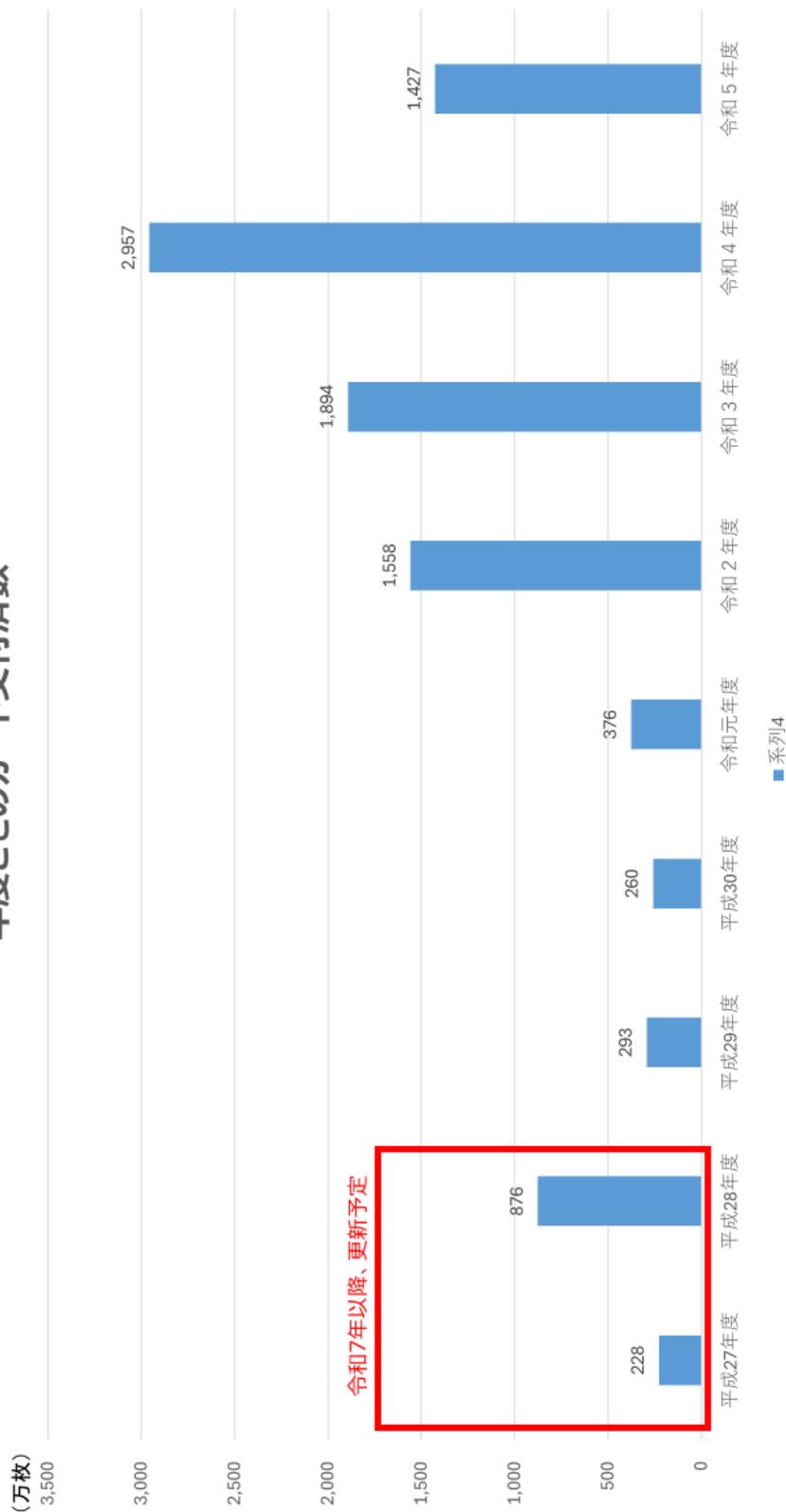
※2 不動産売買、中古買取、サービス利用に係るアカウント作成における本人確認等

※1 PF事業者がJ-LISに対して行う有効性照会のうち、OCSP方式による件数。
 OCSP(Online Certificate Status Protocol)方式:PF事業者が1件ずつ照会する方式
 CRL(Certificate Revocation List)方式:1日1回、J-LIS(認証局)が失効情報のリストを提供する方式。

マイナンバーカードの交付・保有状況

- ・ 2月末時点の保有枚数は9,737万、人口に対する割合は78.0%
- ・ 各年度の交付実施済数は以下のとおり。
- ・ マイナンバーカードの有効期限が発行の日から10回目の誕生日（18歳未満は5回目の誕生日）となっているため、カードの交付開始10年となる令和7年以降、制度開始当初にカードを取得した者の更新対応が始まる。

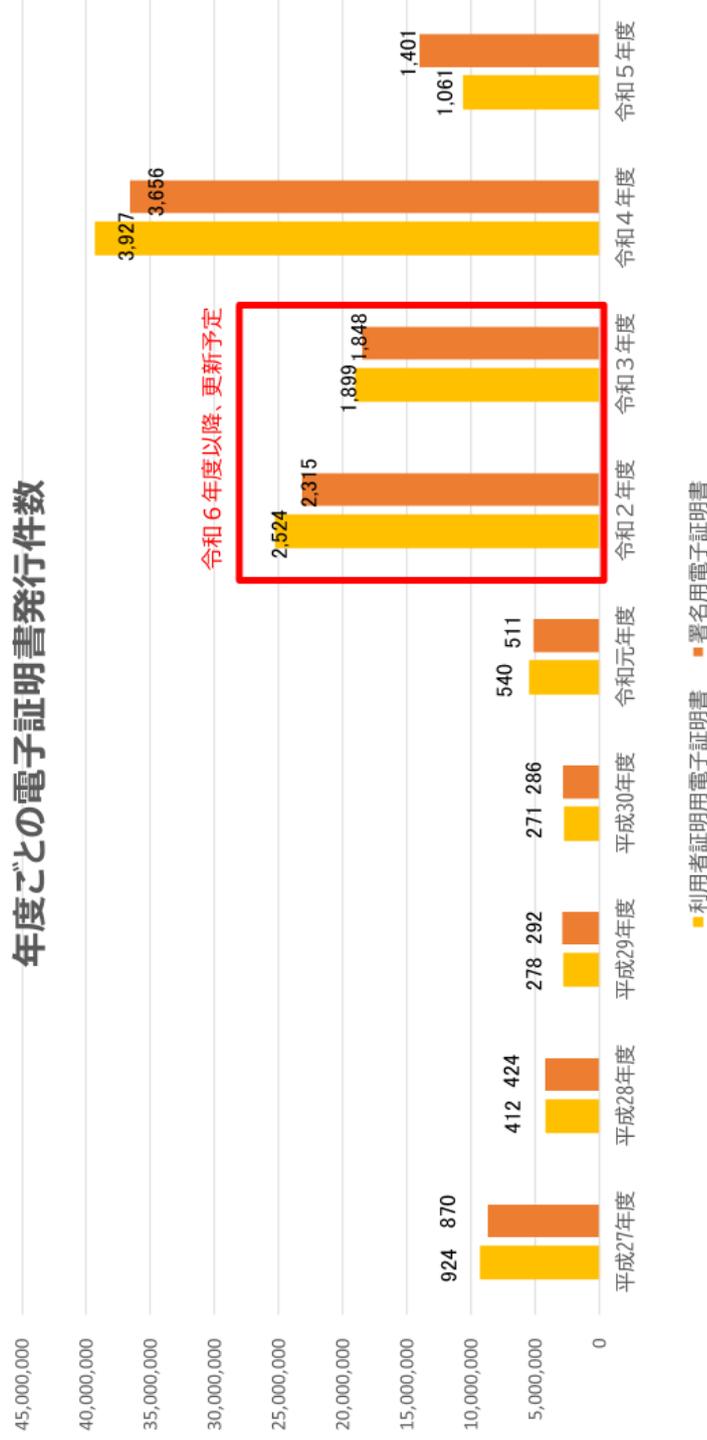
年度ごとのカード交付済数



電子証明書の発行状況

- マイナンバーカードには、2種類の電子証明書（利用者証明用電子証明書と署名用電子証明書）を搭載することが可能（搭載は任意）。
- マイナンバーカードの有効期限が発行の日から10回目の誕生日（18歳未満は5回目の誕生日）となっているのに対し、電子証明書の有効期限は発行の日から5回目の誕生日となっている。したがって、5年に一度は来庁し、対面で厳格な本人確認を行った上で電子証明書の更新を行う必要がある。

年度ごとの電子証明書発行件数



※ マイナンバー第1弾のあった令和2年度、マイナンバー第2弾のあった令和4年度の発行件数が多い

マイナンバーカード・電子証明書の有効期限切れに係る想定更新件数

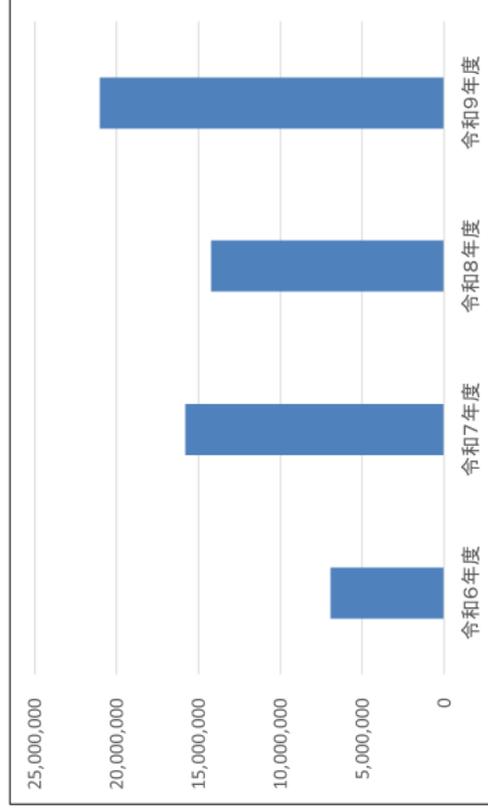
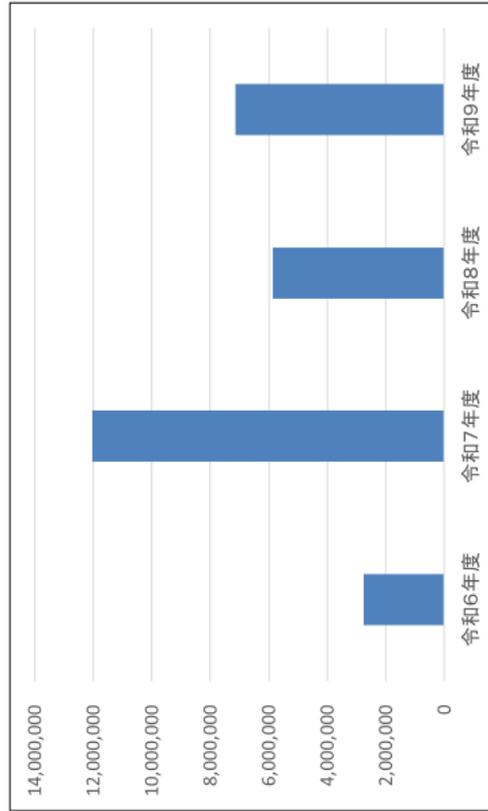
- 令和7年度以降、マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限切れ件数が増加し、市区町村において、これらの更新に係る業務の急増が見込まれる。

(万件)

マイナンバーカード	
年度	想定更新件数※
令和6年度	280
令和7年度	1,200
令和8年度	590
令和9年度	710

(万件)

電子証明書	
年度	想定更新件数※
令和6年度	690
令和7年度	1,580
令和8年度	1,430
令和9年度	2,100



※利用者証明用電子証明書が更新となるもの

自治体情報システムの標準化

これまでの取組・現状

- 自治体ごとにおける情報システムのカスタマイズにより、
 - ・維持管理や制度改正時の改修等において、自治体は個別対応を余儀なくされ負担が大い
 - ・情報システムの差異の調整が負担となり、クラウド利用が円滑に進まない
 - ・住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しい 等の課題が発生。
- このような状況を踏まえ、地方公共団体に対し、標準化対象事務(※)について、標準化基準に適合した情報システム(標準準拠システム)の利用を義務付ける「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立。

※ 20業務 (児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金)

目標・成果イメージ

- 標準化・共通化の取組により、人的・財政的な負担の軽減を図り、自治体の職員が住民への直接的なサービス提供や地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力できるようにするとともに、オンライン申請等を全国に普及させるためのデジタル化の基盤を構築。
- 原則、令和7年度(2025年度)までに、標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行を目指す。

